

○研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

(平成十二年総理府令第二百二十二号) (第二十一条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(定義)            第二条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物で廃棄しようとするものをいう。</p> <p>三 七 (略)</p> <p>(発電用原子炉の設置の許可の申請)</p> <p>第三条 法第四十三条の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p>	<p>(定義)            第二条 (略)</p> <p>2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)で廃棄しようとするものをいう。</p> <p>三 七 (略)</p> <p>(発電用原子炉の設置の許可の申請)</p> <p>第三条 法第四十三条の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p>

- 七 法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉
- 三  
六 (略)
- ニ  
又 (略)
- (3) (略)
- (6) (略)
- (iv) (略)
- (v) (略)
- (iii) 燃料要素（燃料材、燃料被覆材及び端栓からなる炉心の構成要素であつて、構造上独立の最小単位であるものをいう。以下同じ。）の構造
- (ii) 燃料被覆材（核分裂生成物の飛散を防ぎ、かつ、冷却材による侵食を防ぐために燃料材を覆う金属管をいう。以下同じ。）の種類
- (i) 燃料材（熱を発生するために成形された核燃料物質をいう。以下同じ。）の種類
- 燃料体
- (2) (1) (略)
- ハ 原子炉本体の構造及び設備
- (3) (略)
- (2) (1) (略)
- (2) 耐津波構造（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。）第五条に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

- 七 法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉
- 三  
六 (略)
- ニ  
又 (略)
- (3) (略)
- (6) (略)
- (iv) (略)
- (v) (略)
- (iii) 燃料要素の構造
- (ii) 被覆材の種類
- (i) 燃料材の種類
- 燃料体
- (2) (1) (略)
- ハ 原子炉本体の構造及び設備
- (3) (略)
- (2) (1) (略)
- (2) 耐津波構造（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。）第五条に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。

イ 運転時の異常な過渡変化（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ロ 設計基準事故（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第四号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ハ 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとお

の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。

イ 運転時の異常な過渡変化 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ロ 設計基準事故 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ハ 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及び評価結果

2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第二十条の二第二項の原子力規制委員会規

りとする。

一〇九 (略)

十 発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

十一 (略)

3 (略)

(変更の許可の申請)

第五条 令第二十条の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第二十条の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力を記載し、法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第四十三条の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、法第四十三条の三の五第二項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その

則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一〇九 (略)

十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

十一 (略)

3 (略)

(変更の許可の申請)

第五条 令第二十条の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第二十条の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力を記載し、法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第四十三条の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、法第四十三条の三の五第二項第九号の放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合に

他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を記載すること。

二 令第二十條の三第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

2 法第四十三條の三の五第二項第二号から第五号まで、第九号又は第十号に掲げる事項の変更に係る令第二十條の三の許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

一 八 (略)

九 変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書

十 変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

3 (略)

(届出を要する発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更)

第六條 法第四十三條の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更は、次に掲げる変更であつて、法第四十三條の三の五第二項第九号又は第十号に掲げる事項の

における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分によつて記載すること。

二 令第二十條の三第二号から第五号まで、第九号及び第十号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

2 法第四十三條の三の五第二項第二号から第五号まで、第九号又は第十号に掲げる事項の変更に係る令第二十條の三の許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

一 八 (略)

九 変更後における発電用原子炉施設における放射線の管理に関する説明書

十 変更後における発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

3 (略)

(届出を要する発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更)

第六條 法第四十三條の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更は、法第四十三條の三の五第二項第九号又は第十号に掲げる事項の変更を伴わないものであつ

変更を伴わないものとする。

一 第三条第一項第二号二(2)の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵設備の構造の変更であつて、同一の工場又は事業所内に存する二以上の発電用原子炉施設において使用済燃料貯蔵設備の全部又は一部を共用するもの（当該使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の種類の変更を伴うものを除く。）

二 第三条第一項第二号ト(1)の気体廃棄物の廃棄施設、同項第二号ト(2)の液体廃棄物の廃棄設備又は同項第二号ト(3)の固体廃棄物の廃棄設備の構造の変更のうち、同一の工場又は事業所内に存する二以上の発電用原子炉施設において気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備の全部又は一部を共用するもの

三・四 (略)

(工事の計画の認可を要しない工事等)

第八条 法第四十三条の三の九第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、次に掲げるもの以外のものである。

- 一 (略)
- 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。）内において行う同法第七条

て、次に掲げるものとする。

一 第三条第一項第二号二(2)の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵設備の構造の変更であつて、発電用原子炉施設が同一の工場又は事業所内に二以上存する場合において使用済燃料貯蔵当該設備の全部又は一部を共用するもの（当該設備に貯蔵する使用済燃料の種類の変更を伴うものを除く。）

二 第三条第一項第二号トの放射性廃棄物の廃棄施設のうち、気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備の構造の変更であつて、発電用原子炉施設が同一の工場又は事業所内に二以上存在する場合において気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備等の全部又は一部を共用するもの

三・四 (略)

(工事の計画の認可を要しない工事)

第八条 法第四十三条の三の九第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設の設置又は変更の工事は、次に掲げるもの以外のものである。

- 一 (略)
- 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。）内において行う同法第七条

第一項各号に掲げる行為（当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際既に着手しているもの及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百六号）第二条第一号から第八号までに掲げるものを除く。）に係る工事（前号に掲げるものを除く。以下「制限工事」という。）

2 法第四十三条の三の九第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事若しくは急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）の変更を伴う変更以外の変更とする。

3 (略)

(工事の計画の認可等の申請)

第九条 法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 工事計画
- 三 (削る)  
工事工程表
- 四 変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあっては、変更の理由

第一項各号に掲げる行為（当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際既に着手しているもの及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百六号）第二条第一号から第八号までに掲げるものを除く。）に係る工事（以下「制限工事」という。）（前号に掲げるものを除く。）

2 法第四十三条の三の九第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事、急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）の変更を伴う変更以外の変更とする。

3 (略)

(工事の計画の認可等の申請)

第九条 法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 工事計画（次号に掲げるものを除く。）
- 三 品質管理監督システムの計画
- 四 工事工程表
- 五 変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあっては、変更の理由

2 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項（その申請が修理の工事に係る場合は、修理の方法）を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。

3 第一項の申請書には、当該申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の九第一項の規定による認可又は同条第二項の規定による変更の認可を申請することができないときは、分割して認可又は変更の認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 (略)

(工事の計画の届出)

第十二条 法第四十三条の三の十第一項の規定による工事の計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の種類に応じて、別表第二の中欄に掲げる事項（その申請が修理の工事に係る場合は、修理の方法）を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。

3 第一項の認可又は変更の認可の申請をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類を添えてその申請をしなければならない。

4 工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の九第一項の規定による認可又は同条第二項の規定による変更の認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可又は変更の認可を申請することができる。この場合において、第一項各号の書類のほか、当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその申請をしなければならない。

5 (略)

(工事の計画の届出)

第十二条 法第四十三条の三の十第一項の規定による工事の計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

ない。

一 (略)

二 工事計画

(削る)

三 工事工程表

四 変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあつては、変更の理由

2 前項第二号の工事計画には、届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項(その届出が修理の工事に係る場合は、修理の方法)を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。

3 第一項の届出書には、当該届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をすることができないときは、分割して届出をすることができ、この場合において、届出書に当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要及び工事の計画の全部につき一時に届出をすることができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 (略)

ない。

一 (略)

二 工事計画(次号に掲げるものを除く。)

三 品質管理監督システムの計画

四 工事工程表

五 変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあつては、変更の理由

2 届出に係る発電用原子炉施設の属する種類に応じて、前項第二号の工事計画には別表第二の中欄に掲げる事項(その届出が修理の工事に係る場合は、修理の方法)を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。

3 第一項の届出をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類を添えてその届出をしなければならない。

4 工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をすることができないときは、その理由を付し、分割して届出をすることができ、この場合において、第一項各号の書類のほか、当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその届出をしなければならない。

5 (略)

(使用前検査の申請)

第十五条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が発電用原子炉施設の変更の工事(発電用原子炉の基数の増加の工事を除く。)に係る場合には、第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一 四 (略)

3 5 (略)

(機構が行う使用前検査等)

第十八条 法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 第十六条の表の上欄第三号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げるもの

イ ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の機能又は性能を確認する検査のうち、一次冷却材の循環設備、二次冷却材の循環設備、一次ナトリウム補助設備、二次ナトリウム補助設備、一次アルゴンガス

(使用前検査の申請)

第十五条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が発電用原子炉の変更の工事(発電用原子炉の基数の増加の工事を除く。)に係る場合には、第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一 四 (略)

3 5 (略)

(機構が行う使用前検査等)

第十八条 法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 第十六条の表の上欄第三号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げるもの

イ ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の機能又は性能を確認する検査のうち、一次冷却材の循環設備、二次冷却材の循環設備、一次ナトリウム補助設備、二次ナトリウム補助設備、一次アルゴンガス

系設備、メンテナンス冷却系設備、原子炉補機冷却設備及び機器冷却系設備並びに別表第二の中欄に掲げる原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

ロ ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の機能又は性能を確認する検査のうち、制御材駆動装置、計測装置、ナトリウム漏えい検出装置、破損燃料検出装置、安全保護設備（発電用原子炉の非常停止並びに工学的安全施設（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第十号に規定する工学的安全施設をいう。以下同じ。）その他重大事故等発生時に自動的に作動させる設備の作動に必要な計測制御系統施設に属する設備をいう。以下この項において同じ。）、制御用空気設備並びに別表第二の中欄に掲げる計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

ハ ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、原子炉格納施設の機能又は性能を確認する検査のうち、真空逃がし装置、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに別表第二の中欄に掲げる原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適

系設備、メンテナンス冷却系設備、原子炉補機冷却設備及び機器冷却系設備並びに別表第二の中欄に掲げる記載事項のうち基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

ロ ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の機能又は性能を確認する検査のうち、制御棒駆動装置、計測装置、ナトリウム漏えい検出装置、破損燃料検出装置、安全保護設備（原子炉の非常停止並びに工学的安全施設及びこれ以外の設備であつて、重大な事故時に自動的に作動させる設備の作動に必要な計測制御系統施設をいう。以下この項において同じ。）及び制御用空気設備並びに別表第二の中欄に掲げる記載事項のうち基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

ハ ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、原子炉格納施設の機能又は性能を確認する検査のうち、真空逃がし装置、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに別表第二の中欄に掲げる記載事項のうち基本設計方針、適用基準及び適用

用規格に係る設備又は装置に係るもの

ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、蒸気タービン、発電用原子炉の運転を管理するための制御装置、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物及び緊急時対策所並びに別表第二の中欄に掲げるこれらの基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置の機能又は性能を確認する検査

三 (略)

四 第十六条の表の上欄第五号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げるものの  
イ 発電用原子炉の停止時において実施する検査のうち次に掲げるもの

(1) ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の機能又は性能を確認する検査のうち、一次冷却材の循環設備、二次冷却材の循環設備、一次ナトリウム補助設備、二次ナトリウム補助設備、一次アルゴンガス系設備、メンテナンス冷却系設備、原子炉補機冷却設備及び機器冷却系設備並びに別表第二の中欄に掲げる原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び

規格に係る設備又は装置に係るもの

ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、蒸気タービン、発電用原子炉の運転を管理するための制御装置、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備又は補助ボイラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物及び緊急時対策所並びに別表第二の中欄に掲げるこれらの基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置の機能又は性能を確認する検査

三 (略)

四 第十六条の表の上欄第五号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げるものの  
イ 発電用原子炉の停止時において実施する検査のうち次に掲げるもの

(1) ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の機能又は性能を確認する検査のうち、一次冷却材の循環設備、二次冷却材の循環設備、一次ナトリウム補助設備、二次ナトリウム補助設備、一次アルゴンガス系設備、メンテナンス冷却系設備、原子炉補機冷却設備、及び機器冷却系設備並びに別表第二の中欄に掲げる記載事項のうち基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に

- 
- 適用規格に係る設備又は装置に係るもの
- (2) ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の機能又は性能を確認する検査のうち、制御棒駆動装置、計測装置、ナトリウム漏えい検出装置、破損燃料検出装置、安全保護設備及び制御用空気設備並びに別表第二の中欄に掲げる計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの
- (3) ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、原子炉格納施設の機能又は性能を確認する検査のうち、真空逃がし装置、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに別表第二の中欄に掲げる原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの
- (4) 重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設であつて、原子炉冷却系統施設のうち、余熱除去系設備、原子炉補機冷却系設備及び原子炉補機冷却海水設備に係るもの
- (5) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、蒸気タービン、発電用原子炉の運転を管理するための制御装置、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、
- 

- 係るもの
- (2) ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の機能又は性能を確認する検査のうち、制御棒駆動装置、計測装置、ナトリウム漏えい検出装置、破損燃料検出装置、安全保護設備及び制御用空気設備並びに別表第二の中欄に掲げる記載事項のうち基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの
- (3) ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、原子炉格納施設の機能又は性能を確認する検査のうち、真空逃がし装置、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに別表第二の中欄に掲げる記載事項のうち基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの
- (4) 重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設であつて、原子炉冷却系統施設のうち、余熱除去系設備、原子炉補機冷却系設備及び海水系設備に係るもの
- (5) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、蒸気タービン、発電用原子炉の運転を管理するための制御装置、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、
-

補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物、緊急時対策所並びに別表第二の中欄に掲げるこれらの基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置の機能又は性能を確認する検査

2  
4  
（略）

（試験使用の承認等の申請）

第二十二條 第十七條第一号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 （略）

二 申請に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 申請に係る発電用原子炉施設の概要

四 法第四十三條の三の九第一項若しくは第二項の認可年月日及び認可番号又は法第四十三條の三の十第一項の規定による届出をした年月日

五・六 （略）

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が試験のための使用以外の使用に係る場合には、第二号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

補機駆動用燃料設備（非常用電源設備又は補助ボイラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物、緊急時対策所並びに別表第二の中欄に掲げるこれらの基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置の機能又は性能を確認する検査

2  
4  
（略）

（試験使用の承認等の申請）

第二十二條 第十七條第一号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 （略）

二 使用しようとする発電用原子炉施設の設置又は変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 使用しようとする発電用原子炉施設の概要

四 法第四十三條の三の九第一項若しくは第二項の工事の計画の認可年月日及び認可番号又は法第四十三條の三の十第一項の規定による届出をした年月日

五・六 （略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、当該申請が試験のための使用以外の使用に係る場合には、第二号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一・二 (略)

(燃料体検査の申請)

第二十三条 法第四十三条の三の十二第一項の検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第四十三条の三の十二第二項の認可年月日及び認可番号

四 燃料体の数(燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素の数を併せて記載すること。)

五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

3・4 (略)

(燃料体検査の実施)

第二十四条 法第四十三条の三の十二第一項の原子力規制委員会規則で定める加工の工程は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該加工の工程ごとに、原子力施設検査官(法第四十三条の三の十二第六項の規定に基づき機構が法第四十三条の三の十二第一項の検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員)が同表の下欄

一・二 (略)

(燃料体検査の申請)

第二十三条 法第四十三条の三の十二第一項の検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第四十三条の三の十二第二項の燃料体の設計の認可年月日及び認可番号

四 燃料体の個数(燃料要素の集合体である燃料体に係る場合は、燃料要素の数を併せて記載すること。)

五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添えて提出しなければならない。

一・二 (略)

3・4 (略)

(燃料体検査の実施)

第二十四条 法第四十三条の三の十二第一項の原子力規制委員会規則で定める加工の工程は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該加工の工程ごとに、原子力施設検査官(法第四十三条の三の十二第六項の規定に基づき機構が法第四十三条の三の十二第一項の検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員)が同表の下欄

に掲げる検査事項について行うものとする。

加工の工程	一 (略)	検査事項	(略)
	二 燃料要素の集合体である燃料体については、燃料要素の加工が完了した時		燃料要素の集合体である燃料体に係る次の検査 一～五 (略) 六 ヘリウム漏えい検査 (この表の第三号下欄第三号に掲げる検査が行われる場合を除く。)
	三 加工が完了した時		組み立てられた燃料体に係る次の検査 一・二 (略) 三 ヘリウム漏えい検査 (この表の第二号下欄第六号に掲げる検査が行われる場合を除く。)

(溶接事業者検査の記録)  
第三十三条 (略)

2 溶接事業者検査の結果の記録は、前項第一号から第六

に掲げる検査事項について行うものとする。

加工の工程	一 (略)	検査事項	(略)
	二 燃料要素の集合体である燃料体については、燃料要素の加工が完了した時		燃料要素の集合体である燃料体に係る次の検査 一～五 (略) 六 ヘリウム漏えい検査 (三の項の下欄第三号の検査が行われる場合を除く。)
	三 加工が完了した時		組み立てられた燃料体に係る次の検査 一・二 (略) 三 ヘリウム漏えい検査 (二の項の下欄第六号の検査が行われる場合を除く。)

(溶接事業者検査の記録)  
第三十三条 (略)

2 溶接事業者検査の結果の記録は、前項第一号から第六

号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間保存するものとし、同項第七号から第十一号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

(溶接事業者検査を要しない場合)

第三十四条 法第四十三条の三の十三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て発電用原子炉施設に属する設備として使用する場合
- イ ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同令第八十四条第一項若しくは第九十条の二において準用する同令第八十四条第一項の検定を受けた設備
- ロ (略)
- 三 (略)

(施設定期検査を受ける発電用原子炉施設)

第四十一条 (略)

号までに掲げる事項については、当該検査に係る原子炉容器等の存続する期間保存するものとし、同項第七号から第十一号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

(溶接事業者検査を要しない場合)

第三十四条 法第四十三条の三の十三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て発電用原子炉施設に属する設備として使用する場合
- イ ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同規則第八十四条第一項若しくは第九十条の二において準用する同規則第八十四条第一項の検定を受けた設備
- ロ (略)
- 三 (略)

(施設定期検査を受ける発電用原子炉施設)

第四十一条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの（核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものに限る。）以外のものとする。
- 一 四 （略）

（施設定期検査の申請）  
第四十二条 （略）

- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
- 一 四 （略）
- 五 前回の施設定期検査において提出した前二号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあつては、第十五条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類）の内容に変更があつた場合には、その変更の内容を説明する書類
- 六 （略）
- 3 六 （略）

（施設定期検査の実施）

第四十三条 施設定期検査は、次に掲げる事項のうち、前

- 2 前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの（核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものに限る。）以外のものとする。
- 一 四 （略）

（施設定期検査の申請）  
第四十二条 （略）

- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
- 一 四 （略）
- 五 前回の施設定期検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあつては、第十五条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類）の内容に変更があつた場合には、その変更の内容を説明する書類
- 六 （略）
- 3 六 （略）

（施設定期検査の実施）

第四十三条 施設定期検査は、次に掲げる事項のうち、前

条第二項各号に掲げる事項を説明する書類において記載された定期事業者検査に係る事項について、施設定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に原子力施設検査官（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定に基づき機構が施設定期検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員。次項において同じ。）が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認することにより行うものとする。

一 (略)

二 ナトリウム冷却型発電用原子炉施設にあつては、前号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める定期事業者検査に係る事項

三 ナトリウム冷却型発電用原子炉施設（非常用電源設備を除く。）にあつては、前各号に掲げるもののほか、通常運転時における総合的な性能に関する定期事業者検査に係る事項

2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設に係る施設定期検査については、次に掲げる事項について、施設定期検査を受ける者が行う試運転その他の機能及び作動の状況を確認するための検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその検査の記録を確認することにより行うものとする。

一 第四十一条第二項第一号に係る設備にあつては、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

条第二項各号に掲げる事項を説明する書類において記載された定期事業者検査に係る事項について、施設定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に原子力施設検査官（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定に基づき機構が施設定期検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員。次項において同じ。）が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認することにより行うものとする。

一 (略)

二 蒸気タービン及びナトリウム冷却型発電用原子炉施設にあつては、前号に掲げるもののほか、その他原子力規制委員会が必要と認める定期事業者検査に係る事項

三 蒸気タービン及びナトリウム冷却型発電用原子炉施設（非常用電源設備を除く。）にあつては、前各号に掲げるもののほか、通常運転時における総合的な性能に関する定期事業者検査に係る事項

2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設に係る施設定期検査については、次に掲げる事項について、施設定期検査を受ける者が行う試運転その他の機能及び作動の状況を確認するための検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその検査の記録を確認することにより行うものとする。

一 第四十一条第二項第一号に係る設備にあつては、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

二〇四 (略)

(施設定期検査の実施時期)

第四十四条 法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降十三月を超えない時期とする。ただし、特定重要発電用原子炉施設のうち、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期とする。

2 (略)

(機構が行う施設定期検査等)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第四十六条の五第三項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、第四十三条第一項第一号に掲げるものとする。

4 〽 7 (略)

(機構が行う施設定期検査の通知書等)

第四十七条 原子力規制委員会は、第四十二条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、第四十三条第一項又は第二項各号に掲げる施設に係る施設定期検査に

二〇四 (略)

(施設定期検査の実施時期)

第四十四条 法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降十三月を超えない時期とする。ただし、特定重要発電用原子炉施設のうち、発電用原子炉の設置又は基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期とする。

2 (略)

(機構が行う施設定期検査等)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第四十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部は、第四十三条第一項第一号に掲げるものとする。

4 〽 7 (略)

(機構が行う施設定期検査の通知書等)

第四十七条 原子力規制委員会は、第四十二条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、第四十三条第一項又は第二項各号に掲げる事項又は第四十一条第二項に掲げる施

ついでに行うべき検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 4 （略）

（施設定期検査終了証）

第四十九条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十条の三の三十三第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。

（定期事業者検査を行うべき発電用原子炉施設）

第五十条 法第四十三条の三の十六第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるものとする。

一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用発電設備及び補助ボイラーに係るも

設に係る施設定期検査について行うべき検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 4 （略）

（施設定期検査終了証）

第四十九条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十条の三の三十二第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。

（定期事業者検査を行うべき発電用原子炉施設）

第五十条 法第四十三条の三の十六第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるものとする。

一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（補助ボイラー及び非常用発電設備に係るも

のを除く。)及び非常用取水設備

二 (略)

(定期安全管理審査の対象となる事項)

第五十六条 法第四十三条の三の十六第五項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 検査に係る教育訓練に関する事項

2 (略)

(運転計画)

第五十九条 (略)

2 当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日までに法第四十三条の三の五第一項の規定による発電用原子炉の設置の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可を受け、又は法第四十三条の三の八第四項の規定による届出をして、その期間内に運転を開始する場合における運転計画は、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた後又は当該届出が受理された日から三十日(法第四十三条の三の八第五項の規定により短縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合には、当該短縮され、又は延長された期間)を経過後速やかに届け出るものとする。

3・4 (略)

のを除く。)及び非常用取水設備

二 (略)

(定期安全管理審査の対象となる事項)

第五十六条 法第四十三条の三の十六第五項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 検査に関する教育訓練に関する事項

2 (略)

(運転計画)

第五十九条 (略)

2 当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日までに法第四十三条の三の五第一項の規定による発電用原子炉の設置の許可若しくは法第四十三条の八第一項の規定による変更の許可を受け、又は法第四十三条の三の八第四項の規定による届出をして、その期間内に運転を開始する場合における運転計画は、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた後又は当該届出が受理された日から三十日(法第四十三条の三の八第五項の規定により短縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合には、当該短縮され、又は延長された期間)を経過後速やかに届け出るものとする。

3・4 (略)

(許可の取消し)  
 第六十一条 法第四十三条の三の二十第一項に規定する期間は、法第四十三条の三の五第一項の許可を受けた日から五年とする。

(記録)  
 第六十二条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておくなければならない。

記 録 事 項	一 発電用原子炉施設の保守管理記録	イ 使用前検査の結果	ロ 施設定期検査の
記録すべき場合	(略)	(略)	(略)
保存期間	(略)	(略)	(略)

(許可の取消し)  
 第六十一条 法第四十三条の三の二十第一項に規定する期間は、法第四十三条の三の五第一項の許可を受けた後五年とする。

(記録)  
 第六十二条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておくなければならない。

記 録 事 項	一 発電用原子炉施設の保守管理記録	イ 法第四十三条の三の十一第一項の規定による使用前検査の結果	ロ 法第四十三条の
記録すべき場合	(略)	(略)	(略)
保存期間	(略)	(略)	(略)

結果	ハ 第七十五条の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあつては毎週一回とする。	(略)	ニ (略)	(略)	評価を実施
				ホ (略)	(略)	評価を実施 施設した発電炉 電用原子炉 施設の 保守管理

三の十五第一項の規定による施設定期検査の結果	ハ 第七十五条の規定による巡視及び点検の状況（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあつては毎週一回とする。	(略)	ニ (略)	(略)	評価を実施
				ホ (略)	(略)	評価を実施 施設した発電炉 電用原子炉 施設の 保守管理

<p>施設から搬出したと 物質を廃止措置対象 け、すべての核燃料 三第二項の認可を受 四十三条の三の三十 事項については法第 からトまでに掲げる</p>	<p>三 燃料体の記録（イ イ）又（略） るものを除く。） た発電用原子炉に係 第二項の認可を受け 十三条の三の三十三 二 運転記録（法第四</p>
--	--

（略）

<p>（略）</p>	<p>間ま画関の保目守方 での改する実守標管針 の訂計に理はの理の保 期訂計に理はの理の保</p>
------------	---

<p>象施設から搬出した 料物質を廃止措置対 受け、すべての核燃 十二第二項の認可を 第四十三条の三の三 三 燃料体の記録（法 イ）又（略） るものを除く。） た発電用原子炉に係 第二項の認可を受け 十三条の三の三十二 二 運転記録（法第四</p>	<p>（略）</p>
--	------------

（略）

<p>（略）</p>	<p>間ま画関の保目守方 での改する実守標管針 の訂計に理はの理の保 期訂計に理はの理の保</p>
------------	---

きを除く。）	イ ト （略）	チ （略）	(1) （略）	(2) 燃焼度	(3)・(4) （略）	四 放射線管理記録 （略）	五 イ 原子炉本体（法 第四十三條の三の 三十三條第二項の認 可を受けた場合を 除く。） 燃料の貯蔵施設（ 法第四十三條の三 の三十三條第二項の 認可を受け、全て の核燃料物質を廃 止措置対象施設か ら搬出したときを 除く。） 放射線遮蔽物 の放射線遮蔽物 等の放射線遮蔽物 の側壁における線 量当量率	<p>（略）</p> <p>毎日運転中一回 。ただし、法第 四十三條の三の 三十三條第二項の 認可を受けた場 合における使用 済燃料の貯蔵施 設（廃止措置対 象施設に限る。 ）の記録にあつ ては毎日一回と し、使用済燃料 の貯蔵施設以外 の施設（廃止措 置対象施設に限 る。）の記録に あつては毎週一</p>	（略）	（略）	（略）
--------	---------------	----------	------------	------------	----------------	---------------------	--	--	-----	-----	-----

イ ト （略）	チ （略）	(1) （略）	(2) 最高燃焼度	(3)・(4) （略）	四 放射線管理記録 （略）	イ 原子炉本体（法 第四十三條の三の 三十二條第二項の認 可を受けた場合を 除く。） 燃料の貯蔵施設（ 法第四十三條の三 の三十二條第二項の 認可を受け、全て の核燃料物質を廃 止措置対象施設か ら搬出したときを 除く。） 放射線遮蔽物 の放射線遮蔽物 等の放射線遮蔽物 の側壁における線 量当量率	<p>（略）</p> <p>毎日運転中一回 。ただし、法第 四十三條の三の 三十二條第二項の 認可を受けた場 合における使用 済燃料の貯蔵施 設（廃止措置対 象施設に限る。 ）の記録にあつ ては毎日一回と し、使用済燃料 の貯蔵施設以外 の施設（廃止措 置対象施設に限 る。）の記録に あつては毎週一</p>	（略）	（略）	（略）
---------------	----------	------------	--------------	----------------	---------------------	---	--	-----	-----	-----

ロウヌ (略) 六〇八 (略)	回とする。	(略)	(略)
九 廃止措置に係る工 事の方法、時期及び 対象となる発電用原 子炉施設の設備の名 称	法第四十三條の 三の三十三第二 項の認可を受け た廃止措置計画 に記載された工 事の各工程の終 了の都度	(略)	第七項に 定める期 間
十 (略) 十一 法第四十三條の 三の二十九第一項に 規定する発電用原子 炉施設の安全性の向 上のための評価の結 果 十二 (略) (削る)	(略)	(略)	(略)

ロウヌ (略) 五〇七 (略)	回とする。	(略)	(略)
(新規)	(略)	(略)	(略)
八 (略) 九 第七十二條第一項 の規定による発電用 原子炉施設の定期的 な評価の結果	法第四十三條の 三の三十二第二 項の認可を受け た廃止措置計画 に記載された工 事の方法、時期及 び対象となる発電用 原子炉施設の設備の 名称	(略)	第七項に 定める期 間
十 (略) 十一 廃止措置に係る	法第四十三條の 三の三十二第二 項の認可を受け た廃止措置計画 に記載された工 事の方法、時期及 び対象となる発電用 原子炉施設の設備の 名称	(略)	第七項に 定める期 間

十三 (略)	(略)	(略)
-----------	-----	-----

2  
4 (略)

5 第一項の表第五号ニからへまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において発電用原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会

6 発電用原子炉設置者は、第一項の表第五号ニ及びホの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。

7 第一項の表第五号チ及びリ、第六号、第九号イ及びロ並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第十二條の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(電磁的方法による保存)

第六十三條 法第四十三條の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識するこ

十二 (略)	事の各工程の終了の都度 (略)	(略)
-----------	--------------------	-----

2  
4 (略)

5 第一項の表第四号ニからへまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において発電用原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会

6 発電用原子炉設置者は、第一項の表第四号ニ及びホの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。

7 第一項の表第四号チ及びリ、第五号、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三條の三の三十二第三項において準用する法第十二條の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(電磁的方法による保存)

第六十三條 法第四十三條の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識する

とができない方法をいう。)により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 (略)

(品質保証)

第六十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動(第七十三条から第八十五条までに規定する措置を含む。)の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

(削る)

第七十二条 削除

とができない方法をいう。)により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 (略)

(品質保証)

第六十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動(第七十三条から第八十五条までに規定する措置を含む。)の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

2| 発電用原子炉設置者は、第七十二条第一項の規定に基づく措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて前項の措置を講じなければならない。

(発電用原子炉施設の定期的な評価)

第七十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、十年を超えない期間ごとに、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一| 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況を評価すること。

二| 発電用原子炉施設における保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。

2| 前項の規定は法第四十三条の三の三十二第二項の認可

(管理区域への立入制限等)

第七十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次に掲げる措置を講じなければならない。

一 三 (略)

(線量等に関する措置)

第七十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(発電用原子炉施設の巡視及び点検)

第七十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者(法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた者を除く。)は、毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一 三 (略)

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、法第

を受けた発電用原子炉については適用しない。

(管理区域への立入制限等)

第七十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次に掲げる措置を採らなければならない。

一 三 (略)

(線量等に関する措置)

第七十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(発電用原子炉施設の巡視及び点検)

第七十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者(法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた者を除く。)は、毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一 三 (略)

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、法第

四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設内に存在する場合は毎日一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

（発電用原子炉施設の保守管理）

第七十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 法第四十三条の三の五第一項の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の変更の許可に係る申請書若しくは法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針（以下「保守管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十三第二項の認可若しくは法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項の

四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設内に存在する場合は毎日一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

（発電用原子炉施設の保守管理）

第七十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 法第四十三条の三の五第一項の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の変更の許可に係る申請書若しくは法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針（以下「保守管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十二第二項の認可若しくは法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第三項の

変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設（当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る。）の保守管理方針を定めること。

三 (略)

四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ (略)

ロ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ハ〜ヘ (略)

五〜七 (略)

2 (略)

（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第七十七條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十

変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設（当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る。）の保守管理方針を定めること。

三 (略)

四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ (略)

ロ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三條の三の三十二第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ハ〜ヘ (略)

五〜七 (略)

2 (略)

（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第七十七條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十

年を経過する日までに、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 (略)

二 前号の技術的な評価に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定すること。

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、前項に規定する安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

一 当該発電用原子炉設置者が法第四十三条の三の三十一第二項の規定による認可を受けた場合における当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合 延長する期間

二 前号に掲げる場合以外の場合 十年

3 (略)

4 発電用原子炉設置者は、第八十七条第一項第十号の発電用原子炉の運転期間を変更する場合その他前三項の評

年を経過する日までに、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 (略)

二 前号の技術的な評価に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針(以下「長期保守管理方針」という。)を策定すること。

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、前項に規定する安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において実施すべき当該原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

一 当該発電用原子炉設置者が法第四十三条の三の三十一第二項の規定による認可を受けた場合における当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合 延長する期間

二 前号に掲げる場合以外の場合 十年

3 (略)

4 発電用原子炉設置者は、第八十七条第一項第十号の発電用原子炉の運転期間を変更する場合その他前三項の評

価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前三項の保守管理に関する方針（以下「長期保守管理方針」という。）を変更しなければならない。

5 前四項の規定は法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉については適用しない。

（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第七十八條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第八十一条までにおいて同じ。）の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 三 （略）

四 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。

五 八 （略）

価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前三項の長期保守管理方針を変更しなければならない。

5 前四項の規定は法第四十三條の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉については適用しない。

（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第七十八條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における発電用原子炉施設（法第四十三條の三の三十二第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第八十一条までにおいて同じ。）の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 三 （略）

四 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。

五 八 （略）

(内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第七十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水(以下「内部溢水」という。)が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に關する措置を講じること。

四〇六 (略)

(大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第八十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〇四 (略)

(内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第七十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水(以下「内部溢水」という。)が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に關する措置を講じること。

四〇六 (略)

(大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第八十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〇四 (略)

五 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。

イ〜ハ (略)

ニ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位(ナトリウム冷却型高速炉に係るもの)にあつては、液位とする。を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ホ (略)

六・七 (略)

(発電用原子炉の運転)

第八十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 発電用原子炉の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。

二 発電用原子炉の運転に必要な構成人員がそろつていないときでなければ運転を行かせないこと。

三〜八 (略)

(工場又は事業所において行われる運搬)

第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定によ

五 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。

イ〜ハ (略)

ニ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位(ナトリウム冷却型高速炉にあつては、液位)を確保するための対策及び燃料体の損傷を緩和するための対策に関すること。

ホ (略)

六・七 (略)

(発電用原子炉の運転)

第八十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を採らなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 発電用原子炉の運転に必要な知識を有する者に行わせること。

二 発電用原子炉の運転に必要な構成人員がそろつていないときでなければ運転を行わないこと。

三〜八 (略)

(工場又は事業所において行われる運搬)

第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定によ

り、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二（略）

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ（略）

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。

四 十（略）

2・3（略）

4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

り、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二（略）

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ（略）

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四 十（略）

2・3（略）

4 発電用原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

(貯蔵)

第八十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

一 五 (略)

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外において行われる使用済燃料の貯蔵に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 三 (略)

四 当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者に対して、第六十二条第一項の表第三号チ及び第四号の記録を引き渡すこと。

五 (略)

(工場又は事業所内において行われる廃棄)

第八十五条 (略)

(防護措置)

第八十六条 (略)

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防

(貯蔵)

第八十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

一 五 (略)

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外において行われる使用済燃料の貯蔵に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 三 (略)

四 当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者に対して、第六十二条第一項の表第三号チ及び第三号の二の記録を引き渡すこと。

五 (略)

(工場又は事業所内において行われる廃棄)

第八十五条 (略)

(防護措置)

第八十六条 (略)

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防

護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

一〇二十一 (略)

二十二 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ〇二 (略)

二十三〇二十九 (略)

3 (略)

(保安規定)

第八十七条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならぬ。

一・二 (略)

護のために必要な措置は、次に掲げるものとする。

一〇二十一 (略)

二十二 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ〇二 (略)

二十三〇二十九 (略)

3 (略)

(保安規定)

第八十七条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならぬ。

一・二 (略)

三 発電用原子炉施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四 二十三（略）

二十四 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第二百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

二十五 発電用原子炉施設の保守管理に関すること（溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期保守管理方針を含む。）。

二十六 二十八（略）

2 法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第二十五号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合（第七十七条第一項、第二項若しくは第三項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限る。）にあつては、第七十七条第一項若しくは第二項の評価の結果又は第三項の見直しの結果を記載した書類を添えて、申請しなければならない。

三 発電用原子炉施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制、作業手順書等の保安規定上の位置付け並びに発電用原子炉施設の定期的な評価に関することを含む。）。

四 二十三（略）

二十四 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第二百二十九条の各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

二十五 発電用原子炉施設の保守管理に関すること（溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期保守管理方針を含む。）。

二十六 二十八（略）

2 法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第二十五号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合（第七十七条の二第一項若しくは第二項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第三項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限る。）にあつては、第七十七条第一項若しくは第二項の評価の結果又は第三項の見直しの結果を記載した書類を添えて、申請しなければならない。

3 法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 一十六 (略)

十七 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く)。

4・5 (略)

(保安規定の遵守状況の検査)

第八十八条 法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2・3 (略)

(発電用原子炉の譲受けの許可の申請)

第八十九条 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

3 法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 一十六 (略)

十七 火災発生時における発電用原子炉施設(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く)の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

4・5 (略)

(保安規定の遵守状況の検査)

第八十八条 法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2・3 (略)

(発電用原子炉の譲受けの許可の申請)

第八十九条 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一〇五 (略)
- 六 令第二十条の五第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を記載すること。
- 2 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一〇八 (略)
- 九 発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書
- 十 (略)
- 3 (略)
- (発電用原子炉主任技術者の選任等)
- 第九十条 (略)
- 2 法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。
- 一 (略)
- 二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間
- 三・四 (略)
- 3 (略)

- 一〇五 (略)
- 六 令第二十条の五第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を記載すること。
- 2 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一〇八 (略)
- 九 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書
- 十 (略)
- 3 (略)
- (発電用原子炉主任技術者の選任等)
- 第九十条 (略)
- 2 法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。
- 一 (略)
- 二 原子炉の運転に関する業務に従事した期間
- 三・四 (略)
- 3 (略)

(核物質防護規定)

第九十一条 法第四十三条の三の二十七第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通(発電用原子炉施設のうち令第六十三条第一項の表第三号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

(核物質防護管理者の選任等)

第九十三条 (略)

2 法第四十三条の三の二十八第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通及び写し一通(発電用原子炉施設のうち令第六十四条の表第三号の特定発電用原子炉に係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

(核物質防護管理者の要件)

第九十四条 法第四十三条の三の二十八第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所におい

(核物質防護規定)

第九十一条 法第四十三条の三の二十七第一項の規定による核物質防護規定の者は、工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し二通とする。

(核物質防護管理者の選任等)

第九十三条 (略)

2 法第四十三条の三の二十八第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通及び写し二通とする。

(核物質防護管理者の要件)

第九十四条 法第四十三条の三の二十八第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所におい

て特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理  
することができる地位にある者であること。

二 特定核燃料物質の取扱いに関する一般的な知識を有  
する者であること。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位に  
ある者として一年以上従事した経験を有すること又は  
これと同等以上の知識及び経験を有していると原子力  
規制委員会が認めた者であること。

(安全性の向上のための評価の実施)

第九十四条の二 法第四十三条の三の二十九第一項の評価  
(以下「安全性向上評価」という。)をする者は、発電  
用原子炉ごとに、当該安全性向上評価をしなければなら  
ない。

(安全性の向上のための評価の実施時期)

第九十四条の三 法第四十三条の三の二十九第一項の原子  
力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了  
した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用  
原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後  
、施設定期検査を受けていないものにあつては、その運  
転が開始された日以降六月を超えない時期とする。

(評価の結果等の届出)

第九十四条の四 法第四十三条の三の二十九第三項の規定  
による届出をしようとする者は、安全性向上評価をした  
後、遅滞なく、当該評価の結果、当該評価に係る調査及

て特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理  
することができる地位にあること。

二 特定核燃料物質の取扱いに関する一般的な知識を有  
すること。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位に  
ある者として一年以上従事した経験を有すること又は  
これと同等以上の知識及び経験を有していると原子力  
規制委員会が認めたこと。

(新規)

(新規)

(新規)

び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の提出部数は、正本一通とする。

（届出事項）

第九十四条の五 法第四十三条の三の二十九第三項の原子

力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名称及び所在地

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第九十四条の六 法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ 当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の十四の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

ロ 当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の二十四の認可又は変更の認可を受けた保安規定

（新規）

（新規）

に定める措置が講じられていること。

ハ 当該発電用原子炉施設において、発電用原子炉施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、自ら安全性の向上を図るためイ及びロの規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生の防止等の効果

二 前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象の発生頻度及び当該事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

三 前二号により確認した内容を考慮して、当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性についての総合的な評価を行うこと。

(評価の結果等の公表)

第九十四条の七 法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(特定機器の種類)

第九十五条 法第四十三条の三の三十第一項の原子力規制

(新規)

(特定機器の種類)

第九十五条 法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規

委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

- 一 第三条第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち、再結合装置（ブローを要しないものに限る。以下同じ。）

- 二 第三条第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち、圧力逃がし装置

- 三 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうち、ガスタービンを原動力とする発電設備

- 四 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうち、内燃機関を原動力とする発電設備

- 五 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうち、無停電電源装置

- 六 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうち、電力貯蔵装置

（型式証明の申請）

第九十六条 法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 一五 （略）

- 2 （略）

3 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定機器を使用する

制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

- 一 第三条第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち再結合装置（ブローを要しないものに限る。）

- 二 第三条第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち圧力逃がし装置

- 三 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうちガスタービンを原動力とする発電設備

- 四 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうち内燃機関を原動力とする発電設備

- 五 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうち無停電電源装置

- 六 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうち電力貯蔵装置

（型式証明の申請）

第九十六条 法第四十三条の三の二十九第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 一五 （略）

- 2 （略）

3 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の二十九第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定機器を使用す

ことができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。

4 (略)

(型式証明の変更)

第九十七条 法第四十三条の三の三十第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更(前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

3 法第四十三条の三の三十第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4 (略)

(特定機器型式証明通知書等の交付)

第九十九条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に並び、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式証明を行った場合 特定機器型式証明通知書

ことができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。

4 (略)

(型式証明の変更)

第九十七条 法第四十三条の三の二十九第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更(前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

3 法第四十三条の三の二十九第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4 (略)

(特定機器型式証明通知書等の交付)

第九十九条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に並び、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の三の二十九第一項の規定による型式証明を行った場合 特定機器型式証明通知書

- 二 法第四十三條の三の三十第三項の規定による承認を行った場合 特定機器型式証明変更承認通知書
- 三 法第四十三條の三の三十第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定機器型式証明取消通知書

(型式証明番号等の告示)

第百条 (略)

- 2 原子力規制委員会は、法第四十三條の三の三十第三項の変更が、第九十六條第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。
- 3 (略)

(型式指定の申請の範囲)

第百一条 法第四十三條の三の三十一第一項の規定による型式設計特定機器の型式についての指定(以下「型式指定」という。)の申請は、型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から型式設計特定機器を購入する契約を締結している者(外国において本邦に輸出される型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製造者等」という。)が、製作、販売又は使用(以下「製作等」という。)をする型式設計特定機器について行うものとする。

- 二 法第四十三條の三の二十九第三項の規定による承認を行った場合 特定機器型式証明変更承認通知書
- 三 法第四十三條の三の二十九第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定機器型式証明取消通知書

(型式証明番号等の告示)

第百条 (略)

- 2 原子力規制委員会は、法第四十三條の三の二十九第三項の変更が、第九十六條第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。
- 3 (略)

(型式指定の申請の範囲)

第百一条 法第四十三條の三の三十一第一項の規定による型式設計特定機器の型式についての指定(以下「型式指定」という。)の申請は、型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から型式設計特定機器を購入する契約を締結している者(外国において本邦に輸出される型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製造者等」という。)が、製作、販売又は使用(以下「製作等」という。)をする型式設計特定機器について行うものとする。

（型式指定の申請）

第百二条 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～六（略）

七 申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項

イ 品質保証の実施に係る組織

ロ 品質保証活動の計画

ハ 品質保証活動の実施

ニ 品質保証活動の評価

ホ 品質保証活動の改善

八（略）

2 前項第六号に掲げる事項については、申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。

3 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

（型式指定の申請）

第百二条 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～六（略）

七 品質管理監督システムの計画

八（略）

2 前項第六号に掲げる事項については、申請に係る型式設計特定機器の種類に応じて、別表第三の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。

3 第一項の申請をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる種類に応じて、同表下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

4 (略)

(型式指定の変更の承認)

第百三条 (略)

2 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に於て同表の下欄に掲げる書類及び当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

3・4 (略)

(型式指定に係る変更の届出等)

第百四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定通知書等の交付)

第百五条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に於て、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の三の三十一第一項の規定による型式指定を行った場合 型式設計特定機器指定通知書

二 (略)

三 法第四十三条の三の三十一第五項又は第六項の規定

4 (略)

(型式指定の変更の承認)

第百三条 (略)

2 前項の申請をする場合には、当該型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる種類に於て、同表下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

3・4 (略)

(型式指定に係る変更の届出等)

第百四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定通知書等の交付)

第百五条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に於て、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の三の三十一第一項の規定による型式指定を行った場合 型式設計特定機器指定通知書

二 (略)

三 法第四十三条の三の三十一第五項又は第六項の規定に

による型式指定の取消しを行った場合 型式設計特定  
機器指定取消通知書

(発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請)

第百八条 法第四十三條の三の三十二第四項の規定により  
同条第一項の発電用原子炉を運転することができる期間  
の延長について認可を受けようとする者は、当該期間の  
満了前一年以上一年三月以内に次に掲げる事項を記載し  
た申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一、四 (略)

2・3 (略)

(発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準)

第百九条 法第四十三條の三の三十二第五項の原子力規制  
委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間にお  
いて、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運  
転に伴う劣化を考慮した上で研究開発段階発電用原子炉  
及びその附属施設に関する技術基準を定める規則（平成  
二十五年原子力規制委員会規則第十号。以下「研開炉技  
術基準規則」という。）に定める基準に適合するものと  
する。

(廃止措置として行うべき事項)

第百十条 法第四十三條の三の三十三第一項の原子力規制

による型式指定の取消しを行った場合 型式設計特定機  
器指定取消通知書

(発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請)

第百八条 法第四十三條の三の三十一第四項の規定により  
同条第一項の発電用原子炉を運転することができる期間  
の延長について認可を受けようとする者は、当該期間の  
満了前一年以上一年三月以内に次に掲げる事項を記載し  
た申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一、四 (略)

2・3 (略)

(発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準)

第百九条 法第四十三條の三の三十一第五項の原子力規制  
委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間にお  
いて、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運  
転に伴う劣化を考慮した上で研究開発段階発電用原子炉  
及びその附属施設に関する技術基準を定める規則（平成  
二十五年原子力規制委員会規則第十号。以下「研開炉技  
術基準規則」という。）に定める基準に適合するものと  
する。

(廃止措置として行うべき事項)

第百十条 法第四十三條の三の三十二第一項の原子力規制

委員会規則で定める措置は、発電用原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄及び第六十二条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

(廃止措置計画の認可の申請)

第百十一条 法第四十三条の三の三十三第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 九 (略)

2・3 (略)

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第百十二条 法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 五 (略)

2・3 (略)

委員会規則で定める措置は、発電用原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄及び第六十二条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

(廃止措置計画の認可の申請)

第百十一条 法第四十三条の三の三十二第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 九 (略)

2・3 (略)

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第百十二条 法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 五 (略)

2・3 (略)

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第百十三条 法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第四十三条の三の三十三第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

(廃止措置計画の認可の基準)

第百十四条 法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 四 (略)

(廃止措置の終了の確認の申請)

第百十五条 法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 七 (略)

2・3 (略)

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第百十三条 法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第四十三条の三の三十二第二項の規定により認可を受けた者は前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

(廃止措置計画の認可の基準)

第百十四条 法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 四 (略)

(廃止措置の終了の確認の申請)

第百十五条 法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 七 (略)

2・3 (略)

(廃止措置の終了確認の基準)

第一百六条 法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一、四 (略)

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申請

第一百七条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第一百一条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限

第一百八条 法第四十三条の三の三十四第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

第一百九条 法第四十三条の三の三十四第四項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第四十三条の三の三十四第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第一百十二条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提

(廃止措置の終了確認の基準)

第一百六条 法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一、四 (略)

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申請

第一百七条 法第四十三条の三の三十三第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第一百一条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限

第一百八条 法第四十三条の三の三十三第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

第一百九条 法第四十三条の三の三十三第四項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第四十三条の三の三十三第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第一百十二条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提

出しなければならない。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更）  
第二百二十条 法第四十三條の三の三十四第四項において準用する法第十二條の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第四十三條の三の三十四第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第二百一十一條 法第四十三條の三の三十四第四項の規定により準用される法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十三條の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合とする。

2  
（略）

（事故故障等の報告）

出なければならない。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更）  
第二百二十条 法第四十三條の三の三十三第四項において準用する法第十二條の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第四十三條の三の三十三第二項の規定により認可を受けた者は前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第二百一十一條 法第四十三條の三の三十三第四項の規定により準用される法第二十二條の九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十三條の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。）は、法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合とする。

2  
（略）

（事故故障等の報告）

第二百二十九条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。以下次条及び第三百三十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 (略)

二 発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となつたとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となつたとき。ただし、次のいずれかに該当するときであつて、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があつたときを除く。

イ 施設定期検査の期間であるとき（当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において、機能及び作動の状況を確認することができないものに限る。）。

ロ・ハ (略)

三十二 (略)

十三 挿入若しくは引抜きを現に行っていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定

第二百二十九条 法第六十二条の三第一項の規定により、発電用原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。以下次条及び第三百三十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 (略)

二 発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となつたとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となつたとき。ただし、次のいずれかに該当するときであつて、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があつたときを除く。

イ 法第四十三条の三の十五第一項に規定する施設定期検査の期間であるとき（当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において、機能及び作動の状況を確認することができないものに限る。）。

ロ・ハ (略)

三十二 (略)

十三 挿入若しくは引抜きを現に行っていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定

し、表示することとされている制御棒の位置をいう。  
以下同じ。)から他の管理位置に移動し、若しくは当  
該他の管理位置を通過して動作したとき又は全挿入位  
置(管理位置のうち制御棒が最大限に挿入されること  
となる管理位置をいう。以下同じ。)にある制御棒で  
あつて挿入若しくは引抜き操作を現に行つていない  
ものが全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作  
したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されてい  
ないときを除く。

#### 十四 (略)

#### (危険時の措置)

第三百三十条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原  
子炉設置者は、次に掲げる応急の措置を講じなければな  
らない。

#### 一 六 (略)

#### (報告の徴収)

第三百三十一条 発電用原子炉設置者は、工場又は事業所ご  
とに様式第二による報告書を、放射線業務従事者の一年  
間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌  
年の三月三十一日までの期間について、その他のものに  
あつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十  
月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について  
作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規

し、表示することとされている制御棒の位置をいう。  
以下同じ。)から他の管理位置に移動し、若しくは当  
該他の管理位置を通過して動作したとき又は全挿入位  
置(管理位置のうち制御棒が最大限に挿入されること  
となる管理位置をいう。以下同じ。)にある制御棒で  
あつて挿入若しくは引抜き操作を現に行つていない  
ものが全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作  
したとき。ただし、燃料が炉心に装荷されてい  
ないときを除く。

#### 十四 (略)

#### (危険時の措置)

第三百三十条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原  
子炉設置者は、次に掲げる応急の措置を採らなければな  
らない。

#### 一 六 (略)

#### (報告の徴収)

第三百三十一条 発電用原子炉設置者は、工場又は事業所ご  
とに、様式第二による報告書を、放射線業務従事者の一  
年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその  
翌年の三月三十一日までの期間について、その他のもの  
にあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び  
十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間につ  
いて作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力

制委員会に提出しなければならない。  
2 前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

(届出書等の提出部数)  
第三百三十二条 法第四十三条の三の八第三項又は法第四十条の三の十九第二項の規定による届出書の提出部数は正本一通とする。

別表第一(第八条、第十一条関係)

工事の種類 一 (略)	認可を要するもの	事前届出を要するもの
二 変更の工事	(略)	
(一) (略)	(略)	
(二) 発電用 原子炉の 基数の増 加の工事		

規制委員会に提出しなければならない。  
2 第一項の報告書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(届出書類の提出部数)  
第三百三十二条 法第四十三条の三の八第三項若しくは第三項又は法第四十三条の三の十九第二項の規定による届出書の提出部数は正本一通とする。

別表第一(第八条、第十一条関係)

工事の種類 一 (略)	認可を要するもの	事前届出を要するもの
二 変更の工事	(略)	
(一) (略)	(略)	
(二) 発電用 原子炉の 基数の増 加の工事		

以外の 更の工 事であ つて、 次の発 電用原 子炉施 設に係 るもの	1 (略)	2 核燃 料物質 の取扱 の施設 及び貯 蔵施設
	(略)	(略)

	1 (略)	1 改造(中 欄に掲 げるもの を除く。 )であ つて、燃 料取扱 設備(ポ ンプ、ブ ロワ 及び主 要弁を 除く。 )、新 燃料貯 蔵設備 、使用 済燃料 貯蔵設 備(重 水減速 沸騰軽 水冷却 型原子 炉施設 にあつ
--	----------	--

以外の 更の工 事であ つて、 次の発 電用原 子炉施 設に係 るもの	1 (略)	2 核燃 料物質 の取扱 の施設 及び貯 蔵施設
	(略)	(略)

	1 (略)	1 改造(中 欄に掲 げるもの を除く。 )であ つて、燃 料取扱 設備(ポ ンプ、ブ ロワ 及び主 要弁を 除く。 )、新 燃料貯 蔵設備 、使用 済燃料 貯蔵槽 冷却浄 化設備 (重水 減速沸 騰軽水 冷却型 原子炉
--	----------	--

---

---

3

(略)

(略)

---

---

2

(略)

(略)

ては使用済燃料貯蔵プール、炉外燃料貯蔵設備（炉外燃料貯蔵槽）補助ナトリウム設備、炉外燃料貯蔵槽（炉外燃料貯蔵槽）又はライニング設備に限る。に係るもの

---

---

3

(略)

(略)

---

---

2

(略)

(略)

施設にあってはプール水冷却浄化系設備（ポンプを除く。）を使用済燃料貯蔵設備（重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設）にあっては使用済燃料貯蔵プール、炉外燃料貯蔵設備（炉外燃料貯蔵槽補助ナトリウム設備、炉外燃料貯蔵槽）又はライニング設備に限る。に係るもの



6 放射 線管理 施設	5 (略)
----------------------	----------

2 1 (略)	1 (略)
冷却型発電用 原子炉施設に 係るもの改 造であつて、 次に掲げるも の (1) 生体遮蔽 装置（中央 制御室遮蔽 又は外部遮 蔽又は緊急 時制御室及 び緊急時対 策所におい て従事者等 の放射線防 護を目的と して設置す るものに限	ナトリウム

4 1 3 (略)	1 3 (略)
冷却型発電用 原子炉施設に 係るもの修 理であつて、 生体遮蔽装置 （中央制御室 遮蔽、外部遮 蔽又は緊急時 制御室及び緊 急時対策所に おいて従事者 等の放射線防 護を目的とし て設置するも のに限る。） に係るもの 性能又は強度 に影響を及ぼ すもの	ナトリウム

6 放射 線管理 施設	5 (略)
----------------------	----------

2 1 (略)	1 (略)
冷却型発電用 原子炉施設に 係るもの改 造であつて、 次に掲げるも の (1) 生体遮蔽 装置（中央 制御室遮蔽 又は外部遮 蔽又は中央 制御室外の 原子炉停止 機能を有す る場所、緊 急時制御室 及び緊急時 対策所にお いて従事者	ナトリウム

4 1 3 (略)	1 3 (略)
冷却型発電用 原子炉施設に 係るもの修 理であつて、 生体遮蔽装置 （中央制御室 遮蔽、外部遮 蔽又は中央制 御室外の原子 炉停止機能を 有する場所、 緊急時制御室 及び緊急時対 策所において 従事者等の放 射線防護を目 的として設置 するものに限 る。）に係る	ナトリウム

設備	電源	常用	(1) 非	属施	炉の附	用原子	他發電	8 其の	7 (略)		
			(略)						(略)	3 (略)	るもの
											るものに係

縮機	機及び	する空	1 (略)	2 修理であつ	て、ガスタ	ビン(ガスタ	1 (略)		(略)		
縮機	機及び	する空									
縮機	機及び	する空									

設備	電源	常用	(1) 非	属施	炉の附	用原子	他發電	8 其の	7 (略)		
			(略)						(略)	3 (略)	等の放射線
											防護を目的
											として設置
											するものに
											限るものに
											係るもの

縮機	機及び	する空	1 (略)	2 修理であつ	て、ガスタ	ビン(ガスタ	1 (略)		(略)		
縮機	機及び	する空									ものの性能又
縮機	機及び	する空									は強度に影響
縮機	機及び	する空									を及ぼすもの

---

---

---

め若しくはガ  
スだめの安全  
弁又は冷却塔  
若しくは冷却  
池に限る。）、  
を除く。）、  
内燃機関（機  
関若しくは過  
給機、調速装  
置若しくは非  
常調速装置、  
内燃機関に附  
属する冷却水  
設備、内燃機  
関に附属する  
空気圧縮設備  
（空気だめ又  
は圧縮機に限  
る。）又は燃  
料デイトタンク  
若しくはサー  
ビスタンクに  
限る。）、ガ  
スタービン及  
び内燃機関以

---

---

---

---

---

---

め若しくはガ  
スだめの安全  
弁又は冷却塔  
若しくは冷却  
池に限る。）、  
を除く。）、  
内燃機関（機  
関若しくは過  
給機、調速装  
置若しくは非  
常調速装置、  
内燃機関に附  
属する冷却水  
設備、内燃機  
関に附属する  
空気圧縮設備  
（空気だめに  
限る。）又は  
燃料デイトタン  
ク若しくはサー  
ビスタンク  
に限る。）、  
ガスタービン  
及び内燃機関  
以外を用いた

---

---

---

---

---

(2)  
備 源 用  
設 電 常

---

(略)

---

2 1  
電 圧 十 七 万  
ボ ル ト 以 上 で  
あ っ て 、 容 量  
十 万 キ ロ ボ ル  
ト ア ン ペ ア 以  
上 の 変 圧 器 の  
改 造 ( 中 欄 に

外を用いた発  
電装置、燃料  
設備（貯蔵槽  
又は容器に限  
る。）、発電  
機（発電装置  
又は励磁装置  
に限る。）、  
冷却設備又は  
その他の電源  
装置（非常用  
のものに限る  
。）に係るも  
の性能又は  
強度に影響を  
及ぼすもの

---

---

---

(2)  
備 源 用  
設 電 常

---

(略)

---

2 1  
電 圧 十 七 万  
ボ ル ト 以 上 で  
あ っ て 、 容 量  
十 万 キ ロ ボ ル  
ト ア ン ペ ア 以  
上 の 変 圧 器 の  
改 造 で あ っ て

発電装置、燃  
料設備（貯蔵  
槽又は容器に  
限る。）、発  
電機（発電装  
置又は励磁装  
置に限る。）  
、冷却設備又  
はその他の電  
源装置（非常  
用のものに限  
る。）に係る  
ものの性能又  
は強度に影響  
を及ぼすもの

---

改造（中欄に	以上のもの	十七万ボルト	あつて、電圧	を除く。）で	るためのもの	氣的に接続す	需要設備と電	口の遮断器（	5 送電線引出	4 （略）	取替え	上の変圧器の	トアンペア以	十キロボルト	あつて、容量	ボルト以上で	3 電圧十七万	（1）	（2）	（略）	（1）	（2）	（略）	掲げるものを	除く。）であ	つて、次に掲	げるもの
--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	-------	-----	--------	--------	--------	--------	--------	---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	--------	--------	------

改造のうち、	以上のもの	十七万ボルト	あつて、電圧	を除く。）で	るためのもの	氣的に接続す	需要設備と電	口の遮断器（	5 送電線引出	4 （略）	の取替え	上の変圧器	アンペア以	キロボルト	、容量十	上であつて	万ボルト以	3 電圧十七	（3）	（1）	（2）	（略）	（1）	（2）	（略）	次に掲げる	もの（中欄に	掲げるものを	除く。）
--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	-------	------	-------	-------	-------	------	-------	-------	--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	--------	--------	------

		(5)	(3)
	設	水防浸	・
	護		(4)
	施		(略)

		(2)	(1)	(略)	(略)
画排水設備	造物又は区	防水区画構	防護設備(	内郭浸水	次に掲げるもの
					改造であって、

もの性能又は	限る。に係る	区画排水設備に	区画構造物又は	防護設備(防水	備又は内郭浸水	外郭浸水防護設	修理であって、	(略)	6	掲げるものを除く。)	ち、二十パー	セント(ガス	遮断器及び真	空遮断器にあ	つては、三十	パーセント)	以上の遮断電	流の変更を伴	うもの
--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-----	---	------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----

		(5)	(3)
	設	水防浸	・
	護		(4)
	施		(略)

		(2)	(1)	(略)	(略)
画排水設備	造物及び区	防水区画構	防護設備(	内郭浸水	次に掲げるもの
					改造であって、

もの性能又は	限る。に係る	区画排水設備に	区画構造物及び	防護設備(防水	備又は内郭浸水	外郭浸水防護設	修理であって、	(略)	6	二十パーセン	ト(ガス遮断	器及び真空遮	断器にあつて	は、三十パー	セント)以上	の遮断電流の	変更を伴うも	の(中欄に掲	げるものを除	く。)
--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-----	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----



別表第二（第九条、第十二条、第十八条関係）

各発電用 原子炉施 設に共通	1   電用   原子   炉を	の 種 類	発 電 用 原 子 炉 施 設	記 載 す べ き 事 項	一 般 記 載 事 項	設 備 別 記 載 事 項 （ 認 可 の 申 請 又 は 届 出 に 係 る 工 事 の 内 容 に 関 係 あ る も の に 限 る 。）	添 付 書 類 （ 認 可 の 申 請 又 は 届 出 に 係 る 工 事 の 内 容 に 関 係 あ る も の に 限 る 。）
		送電関係一覽	凶	急傾斜地崩壊	危険区域内に		

の を 除 く 。）	(7) ～ (9)	略
もの	(略)	
	(略)	

別表第二（第九条、第十二条、第十八条関係）

各発電用 原子炉施 設に共通	1   電用   原子   炉を	の 種 類	発 電 用 原 子 炉 施 設	記 載 す べ き 事 項	一 般 記 載 事 項	設 備 別 記 載 事 項 （ 認 可 の 申 請 又 は 届 出 に 係 る 工 事 の 内 容 に 関 係 あ る も の に 限 る 。）	添 付 書 類 （ 認 可 の 申 請 又 は 届 出 に 係 る 工 事 の 内 容 に 関 係 あ る も の に 限 る 。）
		送電関係一覽	凶	急傾斜地崩壊	危険区域内に		

の を 除 く 。）	(7) ～ (9)	略
伴うもの	(略)	
	(略)	

---

---

設 炉 原 電 2 |  
の 施 子 用 発 | 一 | と | る | 載 | を | 村 | 区 | 郡 | 府 | 都 | 地 | 所 | 及 | 名 | 所 | 事 | 又 | 工 | す | 設  
の 施 子 用 発 | 一 | と | る | 載 | を | 記 | 字 | 町 | 市 | 県 | 道 | ( | 在 | び | 称 | の | 業 | は | 場 | る | 置

---

用 接 単 及 示 置 主 示 所 工 明 置 崩 下 の に 第 二 に 地 斜 区 場 限 お  
変 地 線 線 び した 置 要 示 の 場 工 事 行  
成 線 結 断 した 備 した 概 又 書 置 壊 同 を 規 二 関 災 の 崩 地 急 域 内 は 事 係  
器 除 ( 計 器 ( 断 面 図 明 配 図 要 明 業 明 説 措 の 以 も 項 律 止 損 傾 傾 該 係 行  
除 器 除 図 図 明 配 図 要 明 業 明 説 措 の 以 も 項 律 止 損 傾 傾 該 係 行

---

---

---

設 炉 原 電 2 |  
の 施 子 用 発 | 一 | と | る | 載 | を | 村 | 区 | 郡 | 府 | 都 | 地 | 所 | 及 | 名 | 所 | 事 | 又 | 工 | す | 設  
の 施 子 用 発 | 一 | と | る | 載 | を | 記 | 字 | 町 | 市 | 県 | 道 | ( | 在 | び | 称 | の | 業 | は | 場 | る | 置

---

用 接 単 及 示 置 主 示 所 工 明 置 崩 下 の に 第 二 に 地 斜 区 場 限 お  
変 地 線 結 断 した 置 備 した 概 又 書 置 壊 同 を 規 二 関 災 の 崩 地 急 域 内 は 事 係  
器 除 ( 計 器 ( 断 面 図 明 配 図 要 明 業 明 説 措 の 以 も 項 律 止 損 傾 傾 該 係 行  
除 器 除 図 図 明 配 図 要 明 業 明 説 措 の 以 も 項 律 止 損 傾 傾 該 係 行

---

出力及び周波数(発電用原子炉別に記載すること)

く。)については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。)新技术の内容を十分に説明した書類  
発電用原子炉施設の熱精算  
熱出力計算書  
発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書  
排気中及び水中の放射性物質の濃度に関する説明書  
人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所

出力及び周波数(発電用原子炉別に記載すること)

く。)については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。)新技术の内容を十分に説明した書類  
発電用原子炉施設の熱精算  
熱出力計算書  
発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書  
排気中及び水中の放射性物質の濃度に関する説明書  
人が常時勤務し、又は頻繁に出入する敷地内の場所

---

---

---

---

---

内の場所における線量に関する説明書  
耐震設計上重要な設備を設置する施設に関する説明書  
（自然現象への配慮に関する説明を含む。）  
放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（第二条第二項第四号に規定する管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが同号の規定に基づき告示する線量を超える

---

---

---

---

---

おける線量に関する説明書  
耐震設計上重要な設備を設置する施設に関する説明書  
（自然現象への配慮に関する説明を含む。）  
放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（第二条第二項第四号に規定する管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが同号の規定に基づき告示する線量を超える

---

---

---

---

---

るおそれがあ  
る場所を除い  
た場所をいう  
。並びにそ  
の地下に施設  
する排水路並  
びに当該排水  
路に施設する  
排水監視設備  
及び放射性物  
質を含む排水  
を安全に処理  
する設備の配  
置の概要を明  
示した図面  
取水口及び放  
水口に関する  
説明書  
設備別記載事  
項のうち、容  
量又は注入速  
度、最高使用  
圧力、最高使  
用温度、再結  
合効率、加熱

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

るおそれがあ  
る場所を除い  
た場所をいう  
。並びにそ  
の地下に施設  
する排水路並  
びに当該排水  
路に施設する  
排水監視設備  
及び放射性物  
質を含む排水  
を安全に処理  
する設備の配  
置の概要を明  
示した図面  
取水口及び放  
水口に関する  
説明書  
設備別記載事  
項のうち、容  
量又は注入速  
度、最高使用  
圧力、最高使  
用温度、再結  
合効率、加熱

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

面積、伝熱面、積、揚程又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉止時間、漏えい率、制限流量、落下速度、駆動速度及び挿入時間、効率、吹出圧力、慣性定数、回転速度半減時間、慣性モーメント、設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書

環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るものを除く。）の構造図及び取付箇所

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

面積、伝熱面、積、揚程又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉止時間、漏えい率、制限流量、落下速度、駆動速度及び挿入時間、効率、吹出圧力、慣性定数、回転速度半減時間、慣性モーメント、設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書

環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るものを除く。）の構造図及び取付箇所

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

所を明示した  
図面  
炉心支持構造  
物の応力腐食  
割れ対策に関  
する説明書  
安全設備（研  
開炉技術基準  
規則第二条第  
二項第九号に  
規定する安全  
設備をいう。  
）及び重大事  
故等対処設備  
（研開炉設置  
許可基準規則  
第二条第二項  
第十四号に規  
定する重大事  
故等対処設備  
をいう。）が  
使用される条  
件の下におけ  
る健全性に関  
する説明書

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

所を明示した  
図面  
炉心支持構造  
物の応力腐食  
割れ対策に関  
する説明書  
安全設備（研  
開炉技術基準  
規則第二条第  
二項第九号に  
規定する安全  
設備をいう。  
）及び重大事  
故等対処設備  
（研開炉設置  
許可基準規則  
第二条第二項  
第十四号に規  
定する重大事  
故等対処設備  
をいう。）が  
使用される条  
件の下におけ  
る健全性に関  
する説明書

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

発電用原子炉  
施設の火災防  
護に関する説  
明書  
発電用原子炉  
施設の溢水防  
護に関する説  
明書  
発電用原子炉  
施設の蒸気タ  
ービン、ポン  
プ等の損壊に  
伴う飛散物に  
よる損傷防護  
に関する説明  
書  
通信連絡設備  
に関する説明  
書及び取付箇  
所を明示した  
図面  
安全避難通路  
に関する説明  
書及び安全避  
難通路を明示

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

発電用原子炉  
施設の火災防  
護に関する説  
明書  
発電用原子炉  
施設の溢水防  
護に関する説  
明書  
発電用原子炉  
施設の蒸気タ  
ービン、ポン  
プ等の損壊に  
伴う飛散物に  
よる損傷防護  
に関する説明  
書  
通信連絡設備  
に関する説明  
書及び取付箇  
所を明示した  
図面  
安全避難通路  
に関する説明  
書及び安全避  
難通路を明示

---

---

---

---

---

原子炉本

(略)

耐震性に関する

した図面  
非常用照明に  
関する説明書  
及び取付箇所  
を明示した図  
面  
ナトリウム漏  
えいによる物  
理的又は化学  
的影響を抑制  
する措置に関  
する説明書、  
建物内に敷設  
するライニン  
グ設備の敷設  
範囲及び圧力  
開放ダンパの  
配置を明示し  
た図面

1)

原子

(略)

耐震性に関する

した図面  
非常用照明に  
関する説明書  
及び取付箇所  
を明示した図  
面  
ナトリウム漏  
えいによる物  
理的又は化学  
的影響を抑制  
する措置に関  
する説明書  
建物内に敷設  
するライニン  
グ設備の敷設  
範囲及び圧力  
開放ダンパの  
配置を明示し  
た図面  
設計及び工事  
に係る品質管  
理の方法等に  
関する説明書



貯蔵施設

		(2)	(1)
洞側及び	側及び	度(管)	使用温
の	の	最高	、最高
			と。)
			するこ
			に記載
			側の別
			及び洞
			(管側
			用圧力
			最高使
			容量、
			種類、
			名称、
			換器の
			イ熱交
			する機器
			器に附属
			取扱う機
			済燃料を
			又は使用
			(略)
			新燃料
			る機器の配置
			を明示した図
			面及び系統図
			耐震性に関する
			る説明書(支
			持構造物を含
			めて記載する
			こと。)
			強度に関する
			説明書(支持
			構造物を含め
			て記載するこ
			と。)
			構造図
			使用済燃料貯
			蔵槽の温度、
			水位及び漏え
			いを監視する
			装置の構成に
			関する説明書
			、検出器の取
			付箇所を明示
			した図面及び
			に計測範囲及
			び警報動作範

施設及び貯蔵施設

		(2)	(1)
洞側及び	側及び	度(管)	使用温
の	の	最高	、最高
			と。)
			するこ
			に記載
			側の別
			及び洞
			(管側
			用圧力
			最高使
			容量、
			種類、
			名称、
			換器の
			イ熱交
			する機器
			器に附属
			取扱う機
			済燃料を
			又は使用
			(略)
			新燃料
			る機器の配置
			を明示した図
			面及び系統図
			耐震性に関する
			る説明書(支
			持構造物を含
			めて記載する
			こと。)
			強度に関する
			説明書(支持
			構造物を含め
			て記載するこ
			と。)
			構造図
			使用済燃料貯
			蔵槽の温度、
			水位及び漏え
			いを監視する
			装置の構成に
			関する説明書
			、検出器の取
			付箇所を明示
			した図面及び
			に計測範囲及
			び警報動作範

---



---



---



---

寸法、主要	用温度	最高使用	圧力、使用	高使用最	力、出圧	吐出圧	程又は揚	量、揚	類、容	称、種	プの名	ロポン	位置	び取付	個数	材料及	寸法、主要	熱面積	、伝	こと。	載する	別に記	
新燃料又は使	説明書	ことに達しない	燃料物質が臨	貯蔵設備の核	及び炉外燃料	燃料貯蔵設備	設備、使用済	、新燃料貯蔵	燃料取扱設備	説明書	範囲に関する	及び警報動作	びに計測範囲	示した図面並	取付箇所を明	書、検出器の	に関する説明	封性を監視す	蔵用容器の密	使用済燃料貯	明書	明書	図に関する説

---



---



---



---

寸法、主要	用温度	最高使用	圧力、使用	高使用最	力、出圧	吐出圧	程又は揚	量、揚	類、容	称、種	プの名	ロポン	位置	び取付	個数	材料及	寸法、主要	熱面積	、伝	こと。	載する	別に記	
新燃料又は使	説明書	ことに達しない	燃料物質が臨	貯蔵設備の核	及び炉外燃料	燃料貯蔵設備	設備、使用済	、新燃料貯蔵	燃料取扱設備	説明書	範囲に関する	及び警報動作	びに計測範囲	示した図面並	取付箇所を明	書、検出器の	に関する説明	封性を監視す	蔵用容器の密	使用済燃料貯	明書	明書	図に関する説

---



---



---



---

高使用	力、使用最	使、用最高	、容量	、種類	の名称	ハ 容器	ること	記載す	の別に	び可搬	常設及	箇所（	び取付	個数及	出力、	種類、	動機の	びに原	箇所並	び取付	個数及	材料、		
び使用	射線遮蔽材及	搬用容器の放	使用済燃料運	説明書	能力に関する	プラグの遮蔽	蔵設備の遮蔽	び炉外燃料貯	蔵槽の水深及	使用済燃料貯	説明書	能力に関する	蔵設備の冷却	び炉外燃料貯	料運搬容器及	槽、使用済燃	用済燃料貯蔵	蔵用容器、使	使用済燃料貯	る説明書	下防止に關す	料集合体の落	扱う機器の燃	用済燃料を取

---



---



---



---

高使用	力、使用最	使、用最高	、容量	、種類	の名称	ハ 容器									数及	及び個	出力	の種	原動機	並びに	び個数	材料及	
び使用	射線遮蔽材及	搬用容器の放	使用済燃料運	説明書	能力に関する	プラグの遮蔽	蔵設備の遮蔽	び炉外燃料貯	蔵槽の水深及	使用済燃料貯	に関する説明書	の冷却能力に	燃料貯蔵設備	容器及び炉外	用済燃料運搬	料貯蔵槽、使	器、使用済燃	燃料貯蔵用容	る説明書	下防止に關す	料集合体の落	扱う機器の燃	用済燃料を取



---



---



---



---

（常設	付箇所	及び	、	、	要度	使、	用最	容種	名装	ホ	）	こ	載	別	可	設	所	取	数
設	所	取	個	材	寸	、	用最	量	類	稱	ろ	と	す	に	搬	及	（	付	及
		数	料	法	主	温	力	、	、	の	過	。	る	記	の	常	箇	箇	び

---



---



---



---

数	及	、	要度	使、	用最	容種	名装	ホ													
箇	び	材	寸	、	用最	量	類	ろ													
個	個	料	法	主	温	力	、	の												個	
																					数

---



---

---

---

---

---

載 す る	別 に 記	可 搬 の	設 及 び	所 （ 常	取 付 箇	数 及 び	法 個	駆 動 方	材 、	寸 法	、 主 要	用 温 度	最 高 使	圧 力 使	高 使	類 、	称 、	弁 の 名	（ 主 要	と。 ）	す こ	に 記 載	搬 の 別	及 び 可
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	-------------	--------	--------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	--------	--------	-------------	-------------	---------	--------	-------------	-------------	-------------

---

---

---

---

所 取 数 法 駆 材 寸 、 用 最 圧 高 類 称 弁  
付 及 、 動 料 法 主 温 高 力 使 、 、 の 主  
箇 び 個 方 、 、 要 度 使 、 用 最 種 名 要

---

---

---

---

---

---

(3)

(略) と。すを付はの可載別可設料及、、用最圧高称管ト  
(略) する付箇はの可搬しに搬及(び厚外温高力使、の主  
こ記所取合型、記のび常材さ径度使、用最名配と。

---

---

---

---

(3)

(略) 料及、、用最圧高称管ト  
び厚外温高力使、の主  
材さ径度使、用最名配

---

---

と す 。こ	に 記 載	側 の 別	及 び 胴	（ 管 側	用 圧 力	最 高 使	容 量 、	種 類 、	名 称 、	換 器 の	イ 熱 交	の 事 項	に 係 る 次	冷 却 設 備	料 貯 蔵 槽	(2) 炉 外 燃	(1) （ 略 ）	項 係 る 次 の 事	貯 蔵 設 備 に	5 炉 外 燃 料	） 4 （ 略	2 ） 4 （ 略
--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------	------------------	------------------	--------------------	--------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------	-----------------------

と す 。こ	に 記 載	側 の 別	及 び 胴	（ 管 側	用 圧 力	最 高 使	容 量 、	種 類 、	名 称 、	換 器 の	イ 熱 交	の 事 項	に 係 る 次	冷 却 設 備	料 貯 蔵 槽	(2) 炉 外 燃	(1) （ 略 ）	の 事 項	に 係 る 次	貯 蔵 設 備	5 炉 外 燃 料	） 4 （ 略	2 ） 4 （ 略
--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------	------------------	------------------	--------------------	--------------------	-------------	------------------	------------------	-----------------------	------------------	-----------------------



---

---

---

---

種 類	の 名 稱	ハ 容 器	と す る こ	に 記 載	型 の 別	び 可 搬	常 設 及	箇 所 (	び 取 付	個 数 及	出 力 、	種 類 、	動 機 の	び に 原	箇 所 並	び 取 付	個 数 及	材 料 、	寸 法 、	、 主 要	用 温 度	最 高 使	圧 力 、
--------	-------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

---

---

---

---

---

種 類	の 名 稱	ハ 容 器	と す る こ	に 記 載	型 の 別	び 可 搬	常 設 及	箇 所 (	び 取 付	個 数 及	出 力 、	種 類 、	動 機 の	び に 原	箇 所 並	び 取 付	個 数 及	材 料 、	寸 法 、	、 主 要	用 温 度	最 高 使	圧 力 、
--------	-------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

---

---



---



---



---

個数	要寸法	量主容	類種名	称の送風機	ニ ること	記載す	の別に	可搬型	設及び	所(常)	取付箇	数及び	料、個	法、材	主寸、	温度、	高使用	力、最	使、用	、最容	、量
----	-----	-----	-----	-------	----------	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

---



---



---



---

並びに	要寸法	量主容	類種名	称の送風機	ニ ること	記載す	の別に	可搬型	設及び	所(常)	取付箇	数及び	料、個	法、材	主寸、	温度、	高使用	力、最	使、用	、最容	、量
-----	-----	-----	-----	-------	----------	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

---



---

---

---

---

---

用 最 圧 高 称 管 へ 〽 ホ 〽 こ 載 別 搬 及 〽 付 及 〽 〽 の 原 並 付 及  
温 高 力 使 〽 の 主 〽 〽 と す に 型 び 常 箇 び 個 出 種 動 び 箇 び  
度 使 〽 用 最 名 配 〽 略 〽 る 記 の 可 設 所 取 数 力 類 機 に 所 取

---

---

---

---

---

用 最 圧 高 称 管 へ 〽 ホ 〽 〽 こ 載 別 搬 及 〽 付 及 〽 〽 の 原  
温 高 力 使 〽 の 主 〽 〽 と す に 型 び 常 箇 び 個 出 種 動  
度 使 〽 用 最 名 配 〽 略 〽 る 記 の 可 設 所 取 数 力 類 機

---

---



---



---



---

(3)

種類、	名称、	换热器の	イ熱交	次の事項	備に係る	リウム設	補助ナト	料貯蔵槽	炉外燃	と。)	するこ	を付記	付箇所	合は取	型の場	、可搬	記載し	の別に	可搬型	設及び	料(常	及び材	、厚さ	、外徑
-----	-----	------	-----	------	------	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

---



---



---



---



---

(3)

種類、	名称、	换热器の	イ熱交	次の事項	備に係る	リウム設	補助ナト	料貯蔵槽	炉外燃	と。)	載す	別に記	搬型の	及び可	(常設	付箇所	及び取	、材	、厚さ	、外徑
-----	-----	------	-----	------	------	------	------	------	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----

---



---



---

---



---



---



---

位置	び取付	個数	材料及	寸法	、熱主	）面積	こ載別	側及	側及	度使	、と	すに	側及	（用	最容
							る記	のび	のび	温高	）こ	載別	側及	側及	力使

---



---



---



---

び個数	材料及	寸法	、熱主	）面積	こ載別	側及	側及	度使	、と	すに	側及	（用	最容
							る記	のび	のび	温高	）こ	載別	側及

---



---

---



---



---



---

箇 所 （	び 取 付	個 数 及	出 力 、	種 類 、	動 機 の	び に 原	箇 所 並	び 取 付	個 数 及	材 料 、	寸 法 、	、 主 要	用 温 度 使	最 高 使	圧 力 使	高 力 使	力 吐 出	程 又	量 、	類 、	称 、	プ の	ロ ポ ン
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	--------	--------	--------	--------	-------------

---



---



---



---

数 び 個	及 出 力	、 種 類	の 動 機	原 に 原	並 び に	び 個 数	及 、	材 料 、	寸 法 、	、 主 要	用 温 度 使	最 高 使	圧 力 使	高 力 使	力 吐 出	程 又	量 、	類 、	称 、	プ の	ロ ポ ン
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	-------------	-------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	--------	--------	--------	--------	-------------

---



---

---



---



---



---

記 載 す	の 別 に	可 搬 型	設 及 び	所 （ 常	取 付 箇	数 及 び	料 、 個	法 、 材	主 要 寸	温 度 、	高 用 最	力 使 用 最	、 、 、 の	ハ 容 種 名 容 器	と 。）	す こ	に 記 載	型 の 別	び 可 搬	常 設 及
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------	------------------	----------------------------	---------	--------	-------------	-------------	-------------	-------------

---



---



---



---

個 数	料 及 び	法 、 材	主 要 寸	温 度 、	高 用 最	力 使 用 最	、 、 、 の	ハ 容 種 名 容 器
--------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------	------------------	----------------------------

---



---

---

---

---

---

ホ  
主  
要

〜	こ と	載 す る	別 に 記	搬 型 の	及 び 可	( 常 設	付 箇 所	及 び 取	、 個 数	、 材 料	、 法 主	要 寸 主	度 、 温	使 用 高	、 力 使	用 最 高	容 量 、	種 類 、	名 称 、	装 置 の	ニ お け る 過
---	--------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----------------------

---

---

---

---

---

ホ  
主  
要

								数	及 び 個	、 材 料	、 法 主	要 寸 主	度 、 温	使 用 高	、 力 使	用 最 高	容 量 、	種 類 、	名 称 、	装 置 の	ニ お け る 過
--	--	--	--	--	--	--	--	---	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----------------------

---

---

---

---

---

高 使 用 最 名	管 の 主 配	〇 る こ と	記 載 す	の 別 に	可 搬 型	設 及 び	所 （ 常	取 付 箇 び	数 及 び	法 個 方	駆 動 方	材 料 方	寸 法 要	、 主 温 度	用 最 使 、 用 最 種	高 力 使 、 用 最 種	類 、 の	称 、 の	弁 名
-----------------------	------------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------	---------------------------------	---------------------------------	-------------	-------------	--------

---

---

---

---

高 使 用 最 名	管 の 主 配							所 取 付 箇 び	数 及 び	法 個 方	駆 動 方	材 料 方	寸 法 要	、 主 温 度	用 最 使 、 用 最 種	高 力 使 、 用 最 種	類 、 の	称 、 の	弁 名
-----------------------	------------------	--	--	--	--	--	--	-----------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------	---------------------------------	---------------------------------	-------------	-------------	--------

---

---

(4)

の 事 項	に 係 る 次	ガ ス 設 備	ア ル ゴ ン	料 貯 蔵 槽	炉 外 燃	こ と 。	記 す る	所 を 明	取 付 箇	合 は 、	型 の 場	、 可 搬	記 載 し	の 別 に	可 搬 型	設 及 び	料 （ 常	及 び 材	、 厚 さ	、 外 径	用 温 度	最 高 使	圧 力 、
-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

(4)

の 事 項	に 係 る 次	ガ ス 設 備	ア ル ゴ ン	料 貯 蔵 槽	炉 外 燃																		
-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

---

---

---

---

種名	装	ろ	る	記	の	可	設	所	取	数	料	法	主	温	高	力	使	、	、	、	の	イ
類	稱	置	こ	載	別	搬	及	(	付	及	、	、	要	度	使	、	用	最	容	種	名	容
、	、	の	と	す	に	型	び	常	箇	び	個	材	寸	、	用	最	圧	高	量	類	稱	器

---

---

---

---

種名	装	ろ	る	記	の	可	設	所	取	数	料	法	主	温	高	力	使	、	、	、	の	イ
類	稱	置	こ	載	別	搬	及	(	付	及	、	、	要	度	使	、	用	最	容	種	名	容
、	、	の	と	す	に	型	び	常	箇	び	個	材	寸	、	用	最	圧	高	量	類	稱	器

---

---

---



---



---



---

最 高 使 用 力 種 類 の 主 要 名 称	弁 ハ シ コ ト	載 す る	別 記	搬 型 の	及 び 可 能	（ 常 設	付 箇 所	及 び 取 扱 数	、 材 料 法	、 寸 法 主	要 度 使 用 温 度	、 最 高 力 使 用	容 量 最 大 使 用
--	-----------------------	-------------	--------	-------------	------------------	-------------	-------------	-----------------------	------------------	------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

---



---



---



---

最 高 使 用 力 種 類 の 主 要 名 称	弁 ハ シ コ ト	載 す る	別 記	搬 型 の	及 び 可 能	（ 常 設	付 箇 所	及 び 取 扱 数	、 材 料 法	、 寸 法 主	要 度 使 用 温 度	、 最 高 力 使 用	容 量 最 大 使 用
--	-----------------------	-------------	--------	-------------	------------------	-------------	-------------	-----------------------	------------------	------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

---



---

---

---

---

---

及、用最高称管ニ  
び厚外温高力使、の主  
材さ径度使、用最名配

る	記	の	可	設	所	取	数	法	駆	材	寸	、	用
こ	載	別	搬	及	（	付	及	、	動	料	法	主	温
と	す	に	型	び	常	箇	び	個	方	、	、	要	度

---

---

---

---

及、用最高称管ニ  
び厚外温高力使、の主  
材さ径度使、用最名配

所取数法駆材寸、用  
付及、動料法主温  
箇び個方、、要度

---

---

---



---



---



---

イ 次  
送 の  
風 事  
項

（に係る）を除外。換気設備に属する管理施設（放射線）換気設備の区域の内部をウムナトリと。すを付記付箇所合は取型の可搬し記載の別に可搬型設計及び料（常

---



---



---



---



---



---



---



---

イ 次  
送 の  
風 事  
項

（に係る）を除外。換気設備に属する管理施設（放射線）換気設備の区域の内部をウムナトリと。すを付記付箇所合は取型の可搬し記載の別に可搬型設計及び料（常

---



---



---



---

---



---



---



---

機 の 種	機 排 風	口 （ ） こ と す る	載 別 記	搬 型 の	及 可 設	（ ） 所 取	付 及 箇 取	、 、 個 数	の 出 力	原 動 機	並 び に	付 箇 取	及 び 取	個 数	要 寸 法	量 、 主	類 、 容	称 、 種	機 の 名
-------------	-------------	---------------------------------	-------------	-------------	-------------	------------------	------------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

---



---



---



---

機 の 種	機 排 風	口 （ ） こ と す る	載 別 記	搬 型 の	及 可 設	（ ） 所 取	付 及 箇 取	、 、 個 数	の 出 力	原 動 機	並 び に	付 箇 取	及 び 取	個 数	要 寸 法	量 、 主	類 、 容	称 、 種	機 の 名
-------------	-------------	---------------------------------	-------------	-------------	-------------	------------------	------------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

---



---

---

---

却系統施  
原  
子  
炉  
冷

---

---

統  
施  
設  
に  
係  
る

原  
子  
炉  
冷  
却  
系

6  
・  
7  
(略)

。とすに型び常箇、、の原並付及、要量類  
る記の可設所取出種動び箇び個寸、  
こ載別搬及(付力類機に所取数法主容

---

(略)

---

---

3 |  
炉冷却  
原  
子

---

---

統  
施  
設  
に  
係  
る

原  
子  
炉  
冷  
却  
系

6  
・  
7  
(略)

。る記の可設所取数力類機に数及、要量類  
こ載別搬及(付及、、の原並び個寸、  
とすに型び常箇び個出種動び個法主容

---

(略)

設

もの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項、  
4 一次冷却材の循環設備に係る次の事項  
(1) 熱交換器の種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載する。）と、  
最高使用温度（管側及び胴

設 | 系統施

もの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項、  
4 一次冷却材の循環設備に係る次の事項  
(1) 熱交換器の種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載する。）と、  
最高使用温度（管側及び胴

名 称 、 種	原 動 機 の	所 並 び に	び 取 付 箇 所	、 個 数	法 、 材 料	、 主 要 寸	使 用 温 度	力 、 最 高	高 圧 使 用	又 は 吐 出	量 、 揚 程	種 類 、 容 積	の 名 称 、 ポ ンプ	(3) 位 置	及 び 取 付	料 、 個 数	寸 、 材	積 、 主 要	、 伝 熱 面	こ と 、 、	記 載 す る	側 の 別 に
------------------	------------------	------------------	-----------------------	-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------------	-----------------------------	---------------	------------------	------------------	-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

、 出 力 、 類	称 機 の 名	並 び に 原	及 び 箇 所	、 個 数	法 、 材 料	、 主 要 寸	使 用 温 度	力 、 最 高	高 圧 使 用	又 は 吐 出	量 、 揚 程	種 類 、 容 積	の 名 称 、 ポ ンプ	(3)	数 、 個	料 、 及 び 個	寸 、 材	積 、 主 要	、 伝 熱 面	こ と 、 、	記 載 す る	側 の 別 に
-----------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------------	-----------------------------	-----	-------------	-----------------------	-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

(5)	す る こ と	別 に 記 載	可 搬 型 の	常 設 及 び	付 箇 所 (	数 及 び 取	材 料 、 個	要 寸 法 、	温 度 、 主	最 高 使 用	用 圧 力 、	、 最 高 使	類 、 容 量	名 称 、 種	(4)	こ と。 )	記 載 す る	型 の 別 に	及 び 可 搬	所 ( 常 設	び 取 箇 所	、 個 数 及	類 、 出 力
(6)															(								

(5)	個 数	材 料 及 び	要 寸 法 、	温 度 、 主	最 高 使 用	用 圧 力 、	、 最 高 使	類 、 容 量	名 称 、 種	(4)	と。 )	載 す る こ	の 別 に 記	び 可 搬 型	所 ( 常 設 及	取 箇 所	個 数 及 び
(6)										(							

---



---



---



---

5  
 7 (略)

8  
 ) 二次冷却

材の循環設

備に係る次

の事項

(1) (略)

(2) 熱交換

器の名称

、種類、

容量、最

高使用圧

力(管側

及び胴側

の別に記

載するこ

と。( )、

最高使用

温度(管

側及び胴

側の別に

記載する

こと。( )

、伝熱面

---



---



---



---

5  
 7 (略)

8  
 ) 二次冷却

材の循環設

備に係る次

の事項

(1) (略)

(2) 熱交換

器の名称

、種類、

容量、最

高使用圧

力(管側

及び胴側

の別に記

載するこ

と。( )、

最高使用

温度(管

側及び胴

側の別に

記載する

こと。( )

、伝熱面

---



---



---



---

び 個 数	、 出 力 及	、 称 種 類	動 機 の 名	並 び に 原	及 び 個 数	法 、 材 料	、 主 要 寸	使 用 温 度	力 、 最 高	高 用 圧	圧 、 最	又 は 吐 出	量 、 揚 程	種 類 、 容	の 名 称 、	(3)	位 置	及 び	取 付	料 、 個 数	寸 、 材	積 、 主 要

---



---



---



---

び 可 搬 型	(常 設 及	取 付 箇 所	個 数 及 び	、 出 力 、	称 種 類	動 機 の 名	並 び に 原	及 び 個 数	法 、 材 料	、 主 要 寸	使 用 温 度	力 、 最 高	高 用 圧	圧 、 最	又 は 吐 出	量 、 揚 程	種 類 、 容	の 名 称 、	(3)	数	及 び	個	料 、 材	寸 、 材	積 、 主 要

---



---

---



---



---



---

9

(1) 次の事項  
 設備に係る  
 補助冷却  
 略) (4) (8) ( )  
 器の名称  
 種類、  
 容量、最  
 高使用圧  
 力(管側  
 及び胴側  
 の別に記  
 載するこ  
 と。( )、  
 最高使用  
 温度(管  
 側及び胴  
 側の別に  
 記載する  
 こと。( )  
 、伝熱面

---



---



---



---

9

(1) 次の事項  
 設備に係る  
 補助冷却  
 略) (4) (8) ( )  
 器の名称  
 種類、  
 容量、最  
 高使用圧  
 力(管側  
 及び胴側  
 の別に記  
 載するこ  
 と。( )、  
 最高使用  
 温度(管  
 側及び胴  
 側の別に  
 記載する  
 こと。( )  
 、伝熱面

---



---

10

一 次 ナ ト	略 (5)	(3) と こ	載 す こ	の 別 記	び 可 搬 型	(取 付 所 及 び)	個 数 及 び	、 出 力 個	機 の 種 類	び に 原 動	付 箇 所 並	数 及 び	寸 法 、 個	量 、 主 要	種 類 、 容	の 名 称 、	(2) 送 風 機	位 置	及 び	取 付	料 、 個 数	寸 法 、 材	積 、 主 要

10

一 次 ナ ト	略 (5)	(3) と こ	載 す こ	の 別 記	び 可 搬 型	(取 付 所 及 び)	個 数 及 び	、 出 力 個	機 の 種 類	び に 原 動	付 箇 所 並	数 及 び	寸 法 、 個	量 、 主 要	種 類 、 容	の 名 称 、	(2) 送 風 機	位 置	及 び	取 付	料 、 個 数	寸 法 、 材	積 、 主 要

---



---



---



---

位置	及び 取付	料、 個数	寸法、 材	積、 主要	、 伝熱 面	、 こと 、	記載 する	側の 別に	側及 び胴	温度 （管	最高 使用	と。 ）	載す るこ	の別 に記	及び 胴側	力（ 管側	高使 用圧	容量 、最	、 種類	器の 名称	(1) 次 の事項	設備 に係 る	リウ ム補 助
----	----------	----------	----------	----------	--------------	--------------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	----------	--------------	---------------	---------------

---



---



---



---

数	及 び 個	料 、 材	寸法 、 材	積、 主要	、 伝熱 面	、 こと 、	記載 する	側の 別に	側及 び胴	温度 （管	最高 使用	と。 ）	載す るこ	の別 に記	及び 胴側	力（ 管側	高使 用圧	容量 、最	、 種類	器の 名称	(1) 次 の事項	設備 に係 る	リウ ム補 助
---	-------------	-------------	--------------	----------	--------------	--------------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	----------	--------------	---------------	---------------

---



---

補機冷却系	ては原子炉	施設にあり	却型原子炉	沸騰軽水冷	(重水減速	機冷却設備	17	16	原子炉補	(略)	(1)・(2)	の事項に係る次	備を除く。	する換気設備	理施設に属	(放射線管	の換気設備	包する区域	ム機器を内	15	ナトリウ	11	14	(略)	(2)・(6)
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----	----	------	-----	---------	---------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	----	------	----	----	-----	---------

補機冷却系	ては原子炉	施設にあり	却型原子炉	沸騰軽水冷	(重水減速	機冷却設備	17	16	原子炉補	(略)	(1)・(2)	の事項に係る次	備を除く。	する換気設備	理施設に属	(放射線管	の換気設備	包する区域	ム機器を内	15	ナトリウ	11	14	(略)	(2)・(6)
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----	----	------	-----	---------	---------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	----	------	----	----	-----	---------

---



---



---



---

(2) ポンプ	位置 及び 取付	料 個 数	寸 法 材	積 、 主 要	、 伝 熱 面	こ と 。	記 載 す る	側 の 別 に	側 及 び 胴	温 度 （ 管	最 高 使 用	と 。	載 す る こ	の 別 に 記	及 び 胴 側	力 （ 管 側	高 使 用 圧	容 量 、 最	、 種 類 、	器 の 名 称	(1) 熱 交 換	る 次 の 事 項	設 備 ） に 係

---



---



---



---

(2) ポンプ	数 及 び 個	料 個 数	寸 法 材	積 、 主 要	、 伝 熱 面	こ と 。	記 載 す る	側 の 別 に	側 及 び 胴	温 度 （ 管	最 高 使 用	と 。	載 す る こ	の 別 に 記	及 び 胴 側	力 （ 管 側	高 使 用 圧	容 量 、 最	、 種 類 、	器 の 名 称	(1) 熱 交 換	る 次 の 事 項	設 備 ） に 係

---



---

略) (3) るに搬設箇及力種原所び、法、使用力高圧又量種の  
 (6) こ記型の及所び、類動並取個、主用、使用力は、類の  
 ( ) と載のび(取個、機び付数|材要温最高、吐揚、称、  
 ( ) 。す別可常付数出のに箇及|料寸度高圧最出程容、

略) (3) こ記型の及所び、類動並及、法、使用力高圧又量種の  
 (6) と。載のび(取個、機びび|、主用、使用力は、類の  
 ( ) す。るに搬設箇及力種原数|材要温最高、吐揚、称、

---



---



---



---

18

位置	及び 取付	料、 個数	寸法、 材	積、 主要	、 伝熱面	こと。 ）	記載 する	側の 別に	側及 び胴	温度 （管	最高 使用	と。 ）	載す るこ	の別 に記	及び 胴側	力（ 管側	高使 用圧	容量 、最	、種 類、	器の 名称	(1) 熱 交換	る次 の事 項	系設 備に 係	機器 冷却
----	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-------------	---------------	---------------	----------

---



---



---



---

18

数	及 び 個	料 及 び 個	寸法、 材	積、 主要	、 伝熱面	こと。 ）	記載 する	側の 別に	側及 び胴	温度 （管	最高 使用	と。 ）	載す るこ	の別 に記	及び 胴側	力（ 管側	高使 用圧	容量 、最	、種 類、	器の 名称	(1) 熱 交換	る次 の事 項	系設 備に 係	機器 冷却
---	-------------	------------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-------------	---------------	---------------	----------

---



---

(3) (略) るに搬設箇及力種原所び、法、使用力高圧又量種の(2)  
 (略) こと載のび(取個、機びに箇)個、主用、使用、吐揚、称、ポン  
 。す別可常付数出のに箇)及、材、要、温、最、用、高、圧、最、出、程、容、

(3) (略) こと。載のび(取個、機びに箇)及、法、使用力高圧又量種の(2)  
 (略) するに搬設箇及力種原所び、類、動、並、及、び、個、材、要、温、最、用、高、圧、最、出、程、容、

19  
 却系統施設  
 (蒸気ター)

(5) 原子炉冷  
 (6) 略

(4) の送風機  
 種類、容量、主要寸法、個数及び取  
 付箇所並  
 びに原動機  
 の種類、出力、個  
 数及び取  
 付箇所  
 (常設及び  
 可搬型  
 の別記  
 載するこ  
 と)

(5) と  
 (6)

(4) の送風機  
 種類、容量、主要寸法、個数及び取  
 付箇所並  
 びに原動機  
 の種類、出力、個  
 数及び取  
 付箇所  
 (常設及び  
 可搬型  
 の別記  
 載するこ  
 と)

19  
 却系統設備  
 (蒸気ター)

(5) 原子炉冷  
 (6) 略

(4) の送風機  
 種類、容量、主要寸法、個数及び取  
 付箇所並  
 びに原動機  
 の種類、出力、個  
 数及び取  
 付箇所  
 (常設及び  
 可搬型  
 の別記  
 載するこ  
 と)

(5) と  
 (6)

(4) の送風機  
 種類、容量、主要寸法、個数及び取  
 付箇所並  
 びに原動機  
 の種類、出力、個  
 数及び取  
 付箇所  
 (常設及び  
 可搬型  
 の別記  
 載するこ  
 と)

---

---

---

---

---

設計方針、適用基準及び適用規格  
20 (略)

重水減速沸騰  
軽水冷却型原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項  
1 余熱除去系設備に係る次の事項  
(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側）の別に記載するこ

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

設計方針、適用基準及び適用規格  
20 (略)

重水減速沸騰  
軽水冷却型原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項  
1 余熱除去系設備に係る次の事項  
(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側）の別に記載するこ

---

---

---

---

---

---



---



---



---

及 法、使 力 高 圧 又 量 種 の (2) 位 及 料 寸 積、こ 記 側 側 温 最 と  
 び、主 用、使 力 高 圧 又 量 種 の (2) 置 及 料 寸 積、こ 記 側 側 温 最 と  
 個 材 要 温 最 用、吐 揚、程 容、称、ポ 取 び 法、主 熱、と 載 の 及 び 度 高 使  
 数 料 寸 度 高 圧 最 出 程 容、称、ポ 付 個 材 要 面、る す に 洞 管 用、

---



---



---



---



---

及 法、使 力 高 圧 又 量 種 の (2) 数 及 料 寸 積、こ 記 側 側 温 最 と  
 び、主 用、使 力 高 圧 又 量 種 の (2) 及 び 法、主 熱、と 載 の 及 び 度 高 使  
 個 材 要 温 最 用、吐 揚、程 容、称、ポ 個 材 要 面、る す に 洞 管 用、

---

(削る)	(1) (4) ( )	次の事項	設備に係る	機冷却海水	2	(3) (5) ( )	所	び	、	類、出力	動機の種	並びに原			
					略)								原子炉補	略)	取付箇

(2) 保安活	織に係る組	証の実施	(1) 品質保	項	する次の事	方法等に関	品質管理の	工事に係る	3	(1) (4) ( )	の事項	備に係る次	2	(3) (5) ( )	及び個数	類、出力	動機の種	並びに原		
									略)				海水系設						略)	設計及び

---



---



---



---

蒸気タービン  
 に係るものに  
 あっては、次  
 の事項  
 1 (略)  
 2 蒸気ター  
 ビンの附属  
 設備に係る  
 次の事項  
 (1) (3) (略)  
 (4) 管等に  
 係る次の  
 事項  
 イ 主配  
 管の最  
 高使用

---



---



---



---



---

蒸気タービン  
 に係るものに  
 あっては、次  
 の事項  
 1 (略)  
 2 蒸気ター  
 ビンの附属  
 設備に係る  
 次の事項  
 (1) (3) (略)  
 (4) 管等に  
 係る次の  
 事項  
 イ 主配  
 管の最  
 高使用  
 (5) 動の改善  
 (4) 動の評価  
 保安活  
 (3) 動の実施  
 保安活  
 (2) 動の計画

---

---

---

---

---

3  
・  
4      ロ・ハ  
    (略)  
(略)

と。すを付合型、記の可設料及、、用最圧  
る付筒はの可載別搬及(び)厚外温高力  
こ記所取場搬しに型び常材)さ径度使、

---

---

---

---

3  
・  
4      ロ・ハ  
    (略)  
(略)

。る付筒はの可載別搬及(付及)、、用最圧  
こ記所取場搬しに型び常筒)び材)厚外温高力  
とすを付合型、記の可設所取)料)さ径度使、

---

---

---

---

計測制御  
系統施設

重水減速沸騰  
軽水冷却型発  
電用原子炉の  
運転を管理す  
るための制御  
装置に係るも  
の（発電用原  
子炉の運転を  
管理するため  
の制御装置に  
係るものを除  
く。）にあつ  
ては、次の事  
項）  
1）3）（略）  
ナトリウム冷  
却型発電用原  
子炉施設に係  
るもの（発電  
用原子炉の運  
転を管理する  
ための制御装  
置に係るもの

（略）

4）  
計測  
制御系  
統施設

発電用原子炉  
の運転を管理  
するための制  
御装置に係る  
ものにあつて  
は、次の事項  
）  
1）3）（略）  
ナトリウム冷  
却型発電用原  
子炉施設に係  
るもの（発電  
用原子炉の運  
転を管理する  
ための制御装  
置に係るもの

（略）

---

---

---

---

を除外。次に  
あつては、次  
の事項  
1 制御方式  
及び制御方  
法  
(1) 発電用  
原子炉の  
制御方式  
原子炉の  
発電用  
原子炉の  
反応度の  
制御方式  
並びに安  
全保護系  
その他重  
大事故発  
生時に原  
子炉を安  
全に停止  
するため  
の回路（  
以下「安  
全保護系  
等」とい

---

---

---

---

---

---

---

---

を除外。次に  
あつては、次  
の事項  
1 制御方式  
及び制御方  
法  
(1) 発電用  
原子炉の  
制御方式  
原子炉の  
反応度の  
制御方  
式並びに  
安全保護  
系及びそ  
れ以外の  
重大な事  
故時に係  
る原子炉  
を安全停  
止するため  
の回路（  
以下「  
安全保護  
系等」と

---

---

---

---





及び可搬	所（常設	び取付箇	、個数及	類、出力	動機の種	並びに原	取付箇所	個数及び	要寸法、	圧力、主	量、吐出	種類、容	の名称、	(1) 圧縮機	る次の事項	気設備に係	9   制御用空	件	させない条	信号を発信	設等の作動	学的安全施	値並びに工	数及び設定
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---------	-------	-------	----------	---	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(新規)	条件	信させない	動信号を発	設等の作	工学的安全	定値並びに	個数及び設
------	----	-------	-------	------	-------	-------	-------

主 要 寸 法	吹 出 量	出 圧 力	種 類 、 吹	の 名 称	(3)   安 全 弁	。   )	す る こ と	別 に 記 載	可 搬 型 の	常 設 及 び	付 箇 所 (	数 及 び 取	材 料 、 個	要 寸 法	温 度 、 主	最 高 使 用	用 圧 力	、 最 高 使	類 、 容 量	名 称 、 種	(2)   容 器 の	こ と 。   )	記 載 す る	型 の 別 に
------------------	-------------	-------------	------------------	-------------	-------------------	-------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	------------------	------------------	-------------	------------------	------------------	------------------	-------------------	-----------------	------------------	------------------

、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型）の別に記載すること。<sup>(4)</sup> 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別）に記載すること。

---



---

10)
 

主配管	の	名称、	最高使用	圧力、最	高使用温	度、外径	、	厚さ及	び材料（	常設及び	可搬型の	別に記載	し、可搬	型の場合	は、取付	箇所を付	記するこ	と。）	系統施設（	発電原子	炉の運転	管の制御	めの制御	置を除外	基本設計
-----	---	-----	------	------	------	------	---	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	-------	------	------	------	------	------	------

 (5)

---



---



---

9)
 

系統施設（	発電原子	炉の運転	管の制御	めの制御	置を除外	基本設計
-------	------	------	------	------	------	------

---



---

する ための 制	の 運 転 を 管 理	発 電 用 原 子 炉	(5) 動 の 改 善	(4) 動 の 評 価	(3) 動 の 実 施	(2) 動 の 計 画	織	に 係 る 組	(1) 項 証 の 実 施	品 質 保	す る 次 の 事	方 法 等 に 関	品 質 管 理 の	工 事 に 係 る	11  設 計 及 び	適 用 規 格	用 基 準 及 び	計 方 針 、 適													
																			保 安 活	保 安 活	保 安 活	保 安 活	品 質 保	す る 次 の 事	方 法 等 に 関	品 質 管 理 の	工 事 に 係 る	11  設 計 及 び	適 用 規 格	用 基 準 及 び	計 方 針 、 適
																			保 安 活	保 安 活	保 安 活	保 安 活	品 質 保	す る 次 の 事	方 法 等 に 関	品 質 管 理 の	工 事 に 係 る	11  設 計 及 び	適 用 規 格	用 基 準 及 び	計 方 針 、 適
																			保 安 活	保 安 活	保 安 活	保 安 活	品 質 保	す る 次 の 事	方 法 等 に 関	品 質 管 理 の	工 事 に 係 る	11  設 計 及 び	適 用 規 格	用 基 準 及 び	計 方 針 、 適
																			保 安 活	保 安 活	保 安 活	保 安 活	品 質 保	す る 次 の 事	方 法 等 に 関	品 質 管 理 の	工 事 に 係 る	11  設 計 及 び	適 用 規 格	用 基 準 及 び	計 方 針 、 適

理 す る た め の	炉 の 運 転 を 管	発 電 用 原 子	(5) 動 の 改 善	(4) 動 の 評 価	(3) 動 の 実 施	(2) 動 の 計 画	織	に 係 る 組	(1) 項 証 の 実 施	品 質 保	す る 次 の 事	方 法 等 に 関	品 質 管 理 の	工 事 に 係 る	10  設 計 及 び	適 用 規 格	用 基 準 及 び	計 方 針 、 適													
																			保 安 活	保 安 活	保 安 活	保 安 活	品 質 保	す る 次 の 事	方 法 等 に 関	品 質 管 理 の	工 事 に 係 る	10  設 計 及 び	適 用 規 格	用 基 準 及 び	計 方 針 、 適
																			保 安 活	保 安 活	保 安 活	保 安 活	品 質 保	す る 次 の 事	方 法 等 に 関	品 質 管 理 の	工 事 に 係 る	10  設 計 及 び	適 用 規 格	用 基 準 及 び	計 方 針 、 適
																			保 安 活	保 安 活	保 安 活	保 安 活	品 質 保	す る 次 の 事	方 法 等 に 関	品 質 管 理 の	工 事 に 係 る	10  設 計 及 び	適 用 規 格	用 基 準 及 び	計 方 針 、 適
																			保 安 活	保 安 活	保 安 活	保 安 活	品 質 保	す る 次 の 事	方 法 等 に 関	品 質 管 理 の	工 事 に 係 る	10  設 計 及 び	適 用 規 格	用 基 準 及 び	計 方 針 、 適

放射線管 理施設	放射性廢 棄物の廢 棄施設
-------------	---------------------

御装置に係る ものにあつて は、次の事項	1 3 (略)	(略)	1 換気設備 (中央制御 室、緊急時 制御室及び 緊急時対策 所に設置す るもの(非 常用のもの に限る。)	並びに放射 性物質によ り汚染され
		(略)		

放射性廢棄 物の廢棄 施設	線管 管理施設
---------------------	------------

制御装置に係 るものにあつ ては、次の事 項	1 3 (略)	(略)	1 換気設備 (中央制御 室、緊急時 制御室及び 緊急時対策 所に設置す るもの(非 常用のもの に限る。)	並びに放射 性物質によ り汚染され
		(略)		

---

---

---

---

3  
・  
4  
(略)  
(略)

の事項  
に係る次  
のを除く。  
可搬型のも  
に設置する  
の。一時的  
設置するも  
設備として  
気又は排気  
る目的で給  
害を防止す  
る放射線障  
た空気によ

---

---

---

---

3  
・  
4  
(略)  
(略)

次の事項  
(1) (5)  
に係る  
ものを除く  
る可搬型の  
的に設置す  
もの。一時  
て設置する  
節設備とし  
素雰囲気調  
設備及び室  
設換気空調  
子炉格納施  
の並びに原  
設置するも  
設備として  
気又は排気  
る目的で給  
害を防止す  
る放射線障  
た空気によ

---

---

---

---

---



---



---



---

ナトリウム冷  
 却型発電用原  
 子炉施設に係  
 るものにあつ  
 ては、次の事  
 項  
 1 (略)  
 2 生体遮蔽  
 装置（原子  
 炉本体遮蔽  
 、一次主冷  
 却系遮蔽、  
 補助遮蔽、  
 中央制御室  
 遮蔽、外部  
 遮蔽、緊急  
 時制御室及  
 び緊急時対  
 策所におい  
 て従事者等  
 の放射線防  
 護を目的と  
 して設置す  
 るものに限  
 る。使用済

---



---



---



---



---

ナトリウム冷  
 却型発電用原  
 子炉施設に係  
 るものにあつ  
 ては、次の事  
 項  
 1 (略)  
 2 生体遮蔽  
 装置（原子  
 炉本体遮蔽  
 、一次主冷  
 却系遮蔽、  
 補助遮蔽、  
 中央制御室  
 遮蔽、及び  
 外部遮蔽並  
 びに中央制  
 御室外の原  
 子炉停止機  
 能を有する  
 場所、緊急  
 時制御室及  
 び緊急時対  
 策所におい  
 て従事者等

---



原子炉格  
納施設

ナトリウム冷  
却型発電用原  
子炉施設に係  
るものにあつ  
ては、次の事  
項  
1・2 (略)  
3 圧力低減  
設備その他  
の安全設備  
に係る次の  
事項  
(1) (略)  
(2) 原子炉  
格納施設  
換気空調  
設備及び  
窒素雰囲  
気調節設  
備に係る  
次の事項

(略)

原子  
炉格納  
施設

ナトリウム冷  
却型発電用原  
子炉施設に係  
るものにあつ  
ては、次の事  
項  
1・2 (略)  
3 圧力低減  
設備その他  
の安全設備  
に係る次の  
事項  
(1) (略)  
(2) 放射性  
物質及び  
可燃性ガ  
ス濃度制  
御設備並  
びに格納  
容器再循  
環設備に  
係る次の  
事項

(略)



---

---

---

---

ロ  
く  
ホ

こ載別搬及（付及、転力口類機に|所|取|数量び種燃速  
とすに型び常箇び個速、の、の過並|付|及、使類料度  
。る記の可設所取数度回圧出種給び|箇|び|個用及の、

---

---

---

---

ロ  
く  
ホ

。る記の可設所取数度回圧出種給び|箇|に|数量び種燃速  
こ載別搬及（付及、転力口類機に|所|取|並、使類料度  
とすに型び常箇び個速、の、の過並|付|び|個用及の、

---

---

設 防 浸 水	5	備 防 火 災	4	1 ボ イ ラ	3	備 電 源 設	2	常 用
---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	-----

(略)								
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(略)								
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

設 護 水 防 浸	(5)	備 護 災 防 火	(4)	1 イ ラ ボ 補	(3)	備 源 用 設 電 常	(2)	
-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-------------	-----	--

(略)								
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(略)								
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

7|  
設|用|非|  
備|取|常|  
水|

6|  
く。の係ラ助及源常備燃駆  
をを除るもにボイび設備用電(非料動機  
)|

(略)

(略)

(略)

(略)

(7)|  
設|取|常|  
備|水|用|非|

く。の係ラボ補及設電常(設燃動機  
をを除るもににボイび設備用非備料動機  
)|

(略)

(略)

(略)

(略)

9  所 時 対 策  緊 急	8  敷 地  内 土 木  構 造 物
(略)	(略)
(略)	(略)

別表第三（第百二条、第百三条関係）

再結合装置	型式設計特 定機器の種 類
1  再結合装置の 種類、容量、最 高使用圧力、最 高使用温度、再 結合効率、主要	記載事項（型式指 定の申請に係る型 式設計特定機器の 設計に係るもの に限る。）
耐震性に関する説 明書	添付書類（型式指 定の申請に係る型 式設計特定機器の 設計に係るもの に限る。）

(9)  所 対 策  緊 急 時	(8)  敷 地  内 土 木  構 造 物
(略)	(略)
(略)	(略)

別表第三（第百二条、第百三条関係）

再結合装置	型式設計特 定機器の種 類
1  再結合装置の 種類、容量、最 高使用圧力、最 高使用温度、再 結合効率、主要	記載事項（型式指 定の申請に係る型 式設計特定機器の 設計に係るもの に限る。）
強度に関する説明 明書	添付書類（型式指 定の申請に係る型 式設計特定機器の 設計に係るもの に限る。）

	<p>寸法、材料及び 個数並びに電熱 器の名称、種類 、容量及び個数 （常設及び可搬 型の別に記載す ること。）</p> <p>2   再結合装置の 基本設計方針、 適用基準及び適 用規格</p> <p>強度に関する説明 書 構造図 容量、最高使用圧 力、最高使用温度 及び再結合効率の 設定根拠に関する 説明書 水素濃度低減性能 に関する説明書 再結合装置が使用 される条件の下に おける健全性に関 する説明書 第百一条の購入契 約を締結している 者にあつては、当 該契約書の写し 申請に係る型式設 計特定機器の特定 機器型式証明通知 書又は特定機器型 式証明変更承認通 知書の写し</p>
	<p>寸法、材料及び 個数並びに電熱 器の名称、種類 、容量及び個数 （常設及び可搬 型の別に記載す ること。）</p> <p>2   再結合装置の 基本設計方針、 適用基準及び適 用規格</p> <p>強度に関する説明 書 構造図 容量、最高使用圧 力、最高使用温度 、再結合効率の設 定根拠に関する説 明書 水素濃度低減性能 に関する説明書 再結合装置が使用 される条件の下に おける健全性に関 する説明書 第百一条の購入契 約を締結している 者にあつては、当 該契約書の写し 申請に係る型式設 計特定機器の特定 機器型式証明通知 書又は特定機器型 式証明変更承認通 知書の写し</p>

圧力逃がし装置	
1	容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
2	主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
3	圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料及び個数
4	主配管の名称、最高使用圧力
	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、設定破裂圧力、原動機の出力度及び効率の設定根拠に関する説明書 圧力逃がし装置が使用される条件下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該

圧力逃がし装置	
1	容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
2	主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
3	圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料及び個数
4	主配管の名称、最高使用圧力
	型式証明との整合性に関する説明書 圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、設定破裂圧力、原動機の出力度及び効率の設定根拠に関する説明書 圧力逃がし装置が使用される条件下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し

<p>6   フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>5   排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>
---	---	--

<p>6   フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、効率、主要寸法、個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>5   排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>
--	---	--

<p>ガスタービンを原動力とする発電設備</p>	
<p>1) ガスタービンに係る次の事項 (1) ガスタービンの種類、出力、入口及び出口の圧力及び温度、設計外気温度、回転速度、被動機一体の危険速度、排出ガス量並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること） (2) 主要な管の主要寸法及び材料（常設及び</p>	<p>7) 圧力逃がし装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>
<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ガスタービンを原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 ガスタービンを原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度</p>	
<p>ガスタービンを原動力とする発電設備</p>	
<p>1) ガスタービンに係る次の事項 (1) ガスタービンの種類、出力、入口及び出口の圧力及び温度、設計外気温度、回転速度、被動機一体の危険速度、排出ガス量並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること） (2) 主要な管の主要寸法及び材料（常設及び</p>	<p>7) 圧力逃がし装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>
<p>型式証明との整合性に関する説明書 ガスタービンを原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 ガスタービンを原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度</p>	

び可搬型の別に記載すること。	(3) 調速装置及び非常調速装置の種類	(4) ガスタービンに附属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、	主要寸法、材料並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。	、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） ガスタービンを原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第一百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し
----------------	---------------------	---	--------------------------------	--

び可搬型の別に記載すること。	(3) 調速装置及び非常調速装置の種類	(4) ガスタービンに附属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、	主要寸法、材料並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。	、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） ガスタービンを原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 品質保証に関する説明書 第一百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し
----------------	---------------------	---	--------------------------------	---

(5) イ 項 及びガスだめ  
 及びガスだ  
 めの種類、  
 容量、最高  
 使用圧力、  
 主要寸法、  
 材料及び個  
 数（常設及  
 び可搬型の  
 別に記載す  
 ること。）  
 ロ 空気だめ  
 及びガスだ  
 めの安全弁  
 の種類、吹  
 出圧力、吹  
 出量及び個  
 数（常設及

(5) イ 項 及びガスだめ  
 及びガスだ  
 めの種類、  
 容量、最高  
 使用圧力、  
 主要寸法、  
 材料及び個  
 数（常設及  
 び可搬型の  
 別に記載す  
 ること。）  
 ロ 空気だめ  
 及びガスだ  
 めの安全弁  
 の種類、吹  
 出圧力、吹  
 出量及び個  
 数（常設及

式証明変更承認通  
 知書の写し



(7)												
イ	事項	管に係る次の	ンに附属する	ガスタービ	材料	要寸法及び	用圧力、主	器の最高使	ロ	中間冷却	イ	項
常設及び可	及び材料（	外径、厚さ	使用温度、	圧力、最高	の最高使用	イ	主要な管				口及び出口	種類、入
											の温度並び	
											に個数（常	
											設及び可搬	
											型の別に記	
											載すること	
											）	

(7)												
イ	事項	管に係る次の	ンに附属する	ガスタービ	材料	要寸法及び	用圧力、主	器の最高使	ロ	中間冷却	イ	項
常設及び可	及び材料（	外径、厚さ	使用温度、	圧力、最高	の最高使用	イ	主要な管				口及び出口	種類、入
											の温度並び	
											に個数（常	
											設及び可搬	
											型の別に記	
											載すること	
											）	

---

---

---

2 |  
(1) 次の事項  
発電機に係る  
搬型の別に記載すること。  
ロ 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

---

---

---

---

---

---

2 |  
(1) 次の事項  
発電機に係る  
搬型の別に記載すること。  
ロ 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

---

---

---

別に記載する	側及び胴側の	使用温度（管	と。）	に記載するこ	及び胴側の別	用圧力（管側	容量、最高使	名称、種類、	(1) 熱交換器の	る次の事項	3	冷却設備に係	連結方法	(4) 原動機との	種類	置の名称及び	(3) 保護継電装	載すること。	搬型の別に記	(2) 励磁装置の	名称、種類、	容量及び個数	（常設及び可
											側及び胴側の												

別に記載する	側及び胴側の	使用温度（管	と。）	に記載するこ	及び胴側の別	用圧力（管側	容量、最高使	名称、種類、	(1) 熱交換器の	る次の事項	3	冷却設備に係	連結方法	(4) 原動機との	種類	置の名称及び	(3) 保護継電装	載すること。	搬型の別に記	(2) 励磁装置の	名称、種類、	容量及び個数	（常設及び可
											側及び胴側の												

---

---

---

(2) | ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) | ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高

---

---

---

(2) | ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) | ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高

口及び出口の	(6)   類、容量、入	料   冷却塔の種	、厚さ及び材	用温度、外径	圧力、最高使	称、最高使用	(5)   主配管の名	すること。)	型の別に記載	常設及び可搬	法及び個数(	材料、駆動方	、主要寸法、	最高使用温度	高使用圧力、	(4)   称、種類、最	主要弁の名	の別に記載す	ること。)	設及び可搬型	及び個数(常	要寸法、材料	使用温度、主
--------	--------------	-----------	--------	--------	--------	--------	-------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------

口及び出口の	(6)   類、容量、入	料   冷却塔の種	、厚さ及び材	用温度、外径	圧力、最高使	称、最高使用	(5)   主配管の名	すること。)	型の別に記載	常設及び可搬	法及び個数(	材料、駆動方	、主要寸法、	最高使用温度	高使用圧力、	(4)   称、種類、最	主要弁の名	の別に記載す	ること。)	設及び可搬型	及び個数(常	要寸法、材料	使用温度、主
--------	--------------	-----------	--------	--------	--------	--------	-------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------

---

---

---

冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数	(7) 送風機の名
称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。	(8) 排風機の名
称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。	

---

---

---

---

---

---

冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数	(7) 送風機の名
称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。	(8) 排風機の名
称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。	

---

---

---

	内燃機関を原動力とする発電設備
<p>4) ガスタービンを原動力とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	<p>1) 内燃機関に係る次の事項 (1) 機関の名称、種類、出力及び回転速度、燃料の種類、使用量及び個数並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度及び個数（常設及び可搬型の別）に記載すること。</p>
型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書	<p>内燃機関を原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図</p> <p>内燃機関を原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明</p>

	内燃機関を原動力とする発電設備
<p>4) ガスタービンを原動力とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	<p>1) 内燃機関に係る次の事項 (1) 機関の名称、種類、出力及び回転速度、燃料の種類、使用量及び個数並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度及び個数（常設及び可搬型の別）に記載すること。</p>
型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書	<p>内燃機関を原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図</p> <p>内燃機関を原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明</p>

(常設及び	料及び個数	要寸法、材	用温度、主	力、最高使	最高使用圧	類、容量、	の名称、種	イ 空気だめ	る次の事項	圧縮設備に係	附属する空気	(4) 内燃機関に	の別に記載す	設及び可搬型	及び個数(常	、種類、容量	水設備の名称	附属する冷却	(3) 内燃機関に	種類	置の名称及び	び非常調速装	(2) 調速装置及
機器型式証明通知	計特定機器の特定	申請に係る型式設	該契約書の写し	者にあつては、当	約を締結している	第百一条の購入契	に関する説明書	下における健全性	使用される条件の	とする発電設備が	内燃機関を原動力	のに限る。)	算書(バナネ式のも	安全弁の吹出量計	る説明書	の設定根拠に関す	びに原動機の出力	外径、伝熱面積並	力、吹出圧力及び	、揚程又は吐出圧	容量、最高使用圧	構造図	書

(常設及び	料及び個数	要寸法、材	用温度、主	力、最高使	最高使用圧	類、容量、	の名称、種	イ 空気だめ	る次の事項	圧縮設備に係	附属する空気	(4) 内燃機関に	の別に記載す	設及び可搬型	及び個数(常	、種類、容量	水設備の名称	附属する冷却	(3) 内燃機関に	種類	置の名称及び	び非常調速装	(2) 調速装置及
機器型式証明通知	計特定機器の特定	申請に係る型式設	該契約書の写し	者にあつては、当	約を締結している	第百一条の購入契	に関する説明書	下における健全性	使用される条件の	とする発電設備が	内燃機関を原動力	のに限る。)	算書(バナネ式のも	安全弁の吹出量計	る説明書	の設定根拠に関す	びに原動機の出力	外径、伝熱面積並	力、吹出圧力及び	、揚程又は吐出圧	容量、最高使用圧	構造図	書

可搬型の別に記載すること。）	ロ 空気だめの安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	ハ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し
----------------	--	---	-----------------------

可搬型の別に記載すること。）	ロ 空気だめの安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	ハ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し
----------------	--	---	-----------------------

2	
(1) 次の事項 発電機の名 称、種類、容 量、主要寸法 、力率、電圧 、相、周波数 、回転速度、 結線法、冷却 方法及び個数 (常設及び可	(5) 燃料データ シンク又はサ ビスタシクの 名称、種類、 容量、最高使 用圧力、最高 使用温度、主 要寸法、材料 及び個数(常 設及び可搬型 の別に記載す ること。) 発電機に係る

2	
(1) 次の事項 発電機の名 称、種類、容 量、主要寸法 、力率、電圧 、相、周波数 、回転速度、 結線法、冷却 方法及び個数 (常設及び可	(5) 燃料データ シンク又はサ ビスタシクの 名称、種類、 容量、最高使 用圧力、最高 使用温度、主 要寸法、材料 及び個数(常 設及び可搬型 の別に記載す ること。) 発電機に係る

使用温度（管 と。）、最高 に記載するこ 及び胴側の別 に記載するこ と。）	(1) 熱交換器の 名称、種類、 容量、最高使 用圧力（管側 及び胴側の別 に記載するこ と。）	3   る次の事項 冷却設備に係 連結方法	(4) 原動機との 種類	(3) 保護継電装 置の名称及び 種類	搬型の別に記 載すること。	(2) 励磁装置の 名称、種類、 容量及び個数 （常設及び可 搬型の別に記 載すること。	搬型の別に記 載すること。

使用温度（管 と。）、最高 に記載するこ 及び胴側の別 に記載するこ と。）	(1) 熱交換器の 名称、種類、 容量、最高使 用圧力（管側 及び胴側の別 に記載するこ と。）	3   る次の事項 冷却設備に係 連結方法	(4) 原動機との 種類	(3) 保護継電装 置の名称及び 種類	搬型の別に記 載すること。	(2) 励磁装置の 名称、種類、 容量及び個数 （常設及び可 搬型の別に記 載すること。	搬型の別に記 載すること。

---

---

---

(3)   名称、種類、 ろ過装置の ること。)	(2)   側及び胴側の 別に記載する こと。)   伝熱 面積、主要 寸法、材料及 び個数(常設 及び可搬型の 別に記載する こと。)
--------------------------------	--

---

---

---

(3)   名称、種類、 ろ過装置の ること。)	(2)   側及び胴側の 別に記載する こと。)   伝熱 面積、主要寸 法、材料及び 個数(常設及 び可搬型の別 に記載するこ と。)
--------------------------------	--

---

---

---

(6)	(5)	(4)
冷却塔の種 料、厚さ及び材 用温度、外径 圧力、最高使 称、最高使用	主配管の名 称、最高使用 型の別に記載 すること。)	容量、最高使 用圧力、最高 使用温度、主 要寸法、材料 及び個数(常 設及び可搬型 の別に記載す ること。)

(6)	(5)	(4)
冷却塔の種 料、厚さ及び材 用温度、外径 圧力、最高使 称、最高使用	主配管の名 称、最高使用 型の別に記載 すること。)	容量、最高使 用圧力、最高 使用温度、主 要寸法、材料 及び個数(常 設及び可搬型 の別に記載す ること。)

<p>(8) 排風機の種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類</p>	<p>(7) 送風機の種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別）に記載すること。</p>
--	--

<p>(8) 排風機の種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類</p>	<p>(7) 送風機の種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別）に記載すること。</p>
--	--

	無停電電源装置
<p>4  類、出力及び個数（常設及び可搬型の別）に記載すること。）</p> <p>4  内燃機関を原動力とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	<p>1  無停電電源装置の種類、容量、電圧、周波数、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別）に記載すること。）</p> <p>2  無停電電源装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>
型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書	<p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>無停電電源装置が使用される条件下における健全性に関する説明書</p>

	無停電電源装置
<p>4  類、出力及び個数（常設及び可搬型の別）に記載すること。）</p> <p>4  内燃機関を原動力とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	<p>1  無停電電源装置の種類、容量、電圧、周波数、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別）に記載すること。）</p> <p>2  無停電電源装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>
型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書	<p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>無停電電源装置が使用される条件下における健全性に関する説明書</p>

	電力貯蔵装置
<p>第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>	<p>1   電力貯蔵装置の種類、容量、電圧、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別）に記載すること</p> <p>2   電力貯蔵装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>
<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	

	電力貯蔵装置
<p>第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>	<p>1   電力貯蔵装置の種類、容量、電圧、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別）に記載すること</p> <p>2   電力貯蔵装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>
<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	

	<p>           第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し            申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し         </p>

様式第五（第133条関係）

<p>           様式第5（第133条関係）            （表面）         </p>	<p>           第 号            身分証明書            （略）         </p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項の規定による</p>	
<p>（裏面）</p>	

	<p>           第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し            申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し         </p>

様式第五（第133条関係）

<p>           様式第5（第133条関係）            （表面）         </p>	<p>           第 号            身分証明書            （略）         </p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項の規定による</p>	
<p>（裏面）</p>	

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 6 4 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に~~応じ~~この法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を取去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 16 条の 2 第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、第 22 条第 5 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 29 条第 1 項、第 37 条第 5 項、第 43 条の 3 の 9 第 1 項、第 43 条の 3 の 10 第 1 項、第 43 条の 3 の 11 第 1 項、第 43 条の 3 の 12 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 3 の 15 第 1

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 6 4 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に~~応じ~~この法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を取去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 43 条の 3 の 9 第 1 項、第 43 条の 3 の 10 第 1 項、第 43 条の 3 の 11 第 1 項、第 43 条の 3 の 12 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 3 の 15 第 1 項、第 43 条の 3 の 16 第 1 項、第 43 条の 3 の 24 第 5 項及び第 43 条の 3 の 30 第 1 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下こ

項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立ち入り検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を取去せることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

の項において同じ。)の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4～5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～12 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

<p>第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>
<p>三十 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>	<p>三十 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
<p>第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。</p>
<p>十一 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）の第 2 項から第 5 項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>	<p>十一 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）の第 2 項から第 5 項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
<p>第 80 条の 4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第 80 条の 4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。</p>
<p>二 第 68 条第 6 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</p>	<p>二 第 68 条第 6 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</p>
<p>第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>	<p>第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>
<p>二 第 78 条第 1 号、第 2 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 3 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 4 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 6 号、第 7 号、</p>	<p>二 第 78 条第 1 号、第 2 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 3 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 4 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 6 号、第 7 号、</p>

第 8 号（試験研究等設置者に係る部分を除く。））、第 8 号の 2（試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。））、第 10 号（試験研究等設置者に係る部分を除く。））、第 11 号、第 12 号（試験研究等設置者に係る部分を除く。））、第 13 号の 3 から第 13 号の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2（試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。））、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号（試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。））、第 29 号（試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。））又は第 30 号（試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。）） 1 億円以下の罰金刑

三 第 77 条（第 1 号に掲げる規定に係る部分を除く。））、第 78 条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。））、第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

第 8 号（試験研究等設置者に係る部分を除く。））、第 8 号の 2（試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。））、第 10 号（試験研究等設置者に係る部分を除く。））、第 11 号、第 12 号（試験研究等設置者に係る部分を除く。））、第 13 号の 3 から第 13 号の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2（試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。））、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号（試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。））、第 29 号（試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。））又は第 30 号（試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。）） 1 億円以下の罰金刑

三 第 77 条（第 1 号に掲げる規定に係る部分を除く。））、第 78 条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。））、第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

○核燃料物質等の受託貯蔵に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十五号）（第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四 （略）</p>	<p>（定義） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四 （略）</p>

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する規則（平成十五年経済産業省令第百十二号）（第二十三条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">様式第 4（第 10 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 11 項の規定による 身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> </div>	<p style="text-align: center;">様式第 4（第 10 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 10 項の規定による 身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> </div>

○試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤課機構の確認等に関する規則  
 (平成十五年文部科学省令第四十五号) (第二十四条関係) (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>様式第 4 (第 10 条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 11 項の規定による 身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>様式第 4 (第 10 条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 10 項の規定による 身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

○試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則

(平成十七年文部科学省令第四十九号) (第二十五条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この規則は、特定試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）及び船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。）を設置した者（当該原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下「試験研究炉等設置者等」という。）又は使用者（旧使用者等を含む。以下同じ。）について適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第一条の二 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において「放射能濃度確認対象物」とは、試験研究炉等設置者等又は使用者が工場等において用</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この省令は、特定試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）及び船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。）を設置した者（当該原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下「試験研究炉等設置者等」という。）又は使用者（旧使用者等を含む。以下同じ。）について適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第一条の二 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において「放射能濃度確認対象物」とは、試験研究炉等設置者等又は使用者が工場等において用</p>

- いた資材その他の物であつて、法第六十一条の二第一項の確認を受けようとするものをいう。
- 3 この規則において「評価単位」とは、放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行う範囲をいう。
- 4 この規則において「評価対象放射性物質」とは、評価単位に含まれる放射性物質であつて、法第六十一条の二第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、測定及び評価を行うものをいう。

別表（第2条関係）

第一欄	第二欄	第三欄
放射能濃度確認対象物	評価対象放射性物質の種類	放射能濃度（Bq / g）
一 試験研究炉等設置者等が試験研究用等原子炉施設において用いた資材その他の物であつて金属くず、コンクリート破片又はガラスくず（ロックスケール及び	（略）	（略）

- いた資材その他の物であつて、法第六十一条の二第一項の確認を受けようとするものをいう。
- 3 この省令において「評価単位」とは、放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行う範囲をいう。
- 4 この省令において「評価対象放射性物質」とは、評価単位に含まれる放射性物質であつて、法第六十一条の二第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、測定及び評価を行うものをいう。

別表（第2条関係）

第一欄	第二欄	第三欄
放射能濃度確認対象物	評価対象放射性物質の種類	放射能濃度（Bq / g）
一 試験研究炉等設置者等が原子炉施設において用いた資材その他の物であつて金属くず、コンクリート破片又はガラスくず（ロックスケール及び	（略）	（略）

) ラスウールに限る。		
二 (略)	(略)	(略)
三 (略)	(略)	(略)

) 限る。)		
二 (略)	(略)	(略)
三 (略)	(略)	(略)